

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第9回)	参考2
平成23年5月25日	

第1回～第8回幼保一体化ワーキングチーム における各委員からの主な意見(未定稿)

平成23年5月25日

第9回 幼保一体化ワーキングチーム参考資料

- ※ 本資料は、会議の場における委員からのご発言をまとめたものです。
- ※ 各委員からのご意見については、発言者への確認が未了のものであり、未定稿です。
- ※ 「各委員提出資料」として提出された意見についても、本資料とあわせてとりまとめの際の参考とさせていただきます。

目 次

1. 幼保一体化の目的	P 1
2. 給付システムの一体化	
(1) 市町村新システム事業計画（仮称）の策定	P 1 2
(2) 指定制度の導入	P 1 4
(3) こども園給付（仮称）の創設	P 1 9
3. 総合施設（仮称）の創設	
(1) 総合施設（仮称）の基本的位置づけ	P 3 2
(2) 複数案について	P 4 9
(3) 総合施設（仮称）の具体的制度設計	P 6 1
4. 幼保一体化の効果・進め方	P 6 9
5. その他	P 7 3

※ 各意見の最後の（１）～（８）は、当該発言がなされた回を示している。

※ 第８回における意見は、冒頭の○を●としている。

第1回～第8回幼保一体化ワーキングチームにおける各委員からの主な意見

1. 幼保一体化の目的について

(各委員からの主な意見)

1 幼 保 一 体 化 の 目 的 に つ い て	<p>①質の高い幼児教育・保育の一体的提供</p> <p>○ 「全ての子ども」とは言っても、障害をもった子どもが除かれているのではないか。児童デイサービスや通園施設に通っている数万人の障害を持った子どもたちを除外してはならない。すべての子どもあるいはすべての親子に保障していくことが本当に可能なかどうか、現実的なかどうか考えなくてはならない。障害を持った子どもの入所について、本当にすべてのこども園（仮称）が対応していくのか、という議論が必要。(2)【柏女委員（淑徳大学）】</p> <p>○ 全ての子どもへの良質な成育環境を保障していくうえで、これまで培ってきた幼稚園の実践及び保育所の実践を含めて、幼保一体化を検討していくことは大変有効。(1)【清原委員（全国市長会）】</p> <p>○ 幼稚園・保育所がそれぞれ長い歴史を重ね取り組んできた中で、幼児教育・保育のどちらかがどちらかを組み込んでしまうということではなく、それぞれの経過、実績を尊重しながら、何よりもまず「子どもたち本位」に、これまでの経過をよりよく現時点での課題に適用できる形とするよう建設的に作り上げていくかが重要。(2)【清原委員（全国市長会）】</p> <p>○ 都市部の待機児童とともに、地方での児童人口の減少は大きな問題であり、子どもが小学校に入る前に集団で成長する機会を確保するという観点から、地域の実情に見合った運営が可能となるように制度設計をしていくべき。(1)【渡邊委員（全国町村会）】</p> <p>○ 子どもの健やかな発達を考えれば、多様な子どもが集まって過ごす環境づくりが大事。(2)【渡邊委員（全国町村会）】</p> <p>○ 障害児の保育ニーズは高く、人的対応等の多額の負担がかかる。すべての子どもたちという定義に合わせるなら</p>
---	--

1 幼 保 一 体 化 の 目 的 に つ い て	<p>ば、子どもたちの障害の実態を把握しながら制度設計の中で組み立てをしていく必要がある。(2)【渡邊委員(全国町村会)】</p> <p>○ 少子化対策が改善でき、労働政策にも効果がある施設になる可能性があるということで、すべての子どもの最善の利益を求めることができる施設がこども園(仮称)である。幼稚園・保育所の機能を生かしつつ、先進諸国の事例を参考にし、求められている施設の在り方を明確に描き出すことが不可欠。また、子どもの権利条約という一番大事なものを明確にした施設運営が必要ではないか。(1)【古渡委員(全国認定こども園協会)】</p> <p>○ 何よりも子どもを主体として制度を構築し、全ての子どもを対象に質の確保された保育が保障されるべき。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>○ 子どもの立場に立った検討が必要。(1)【東委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】</p> <p>○ 全ての子どもに質の高い就学前教育・保育を提供し、少なくとも人生のスタート地点での格差や孤立は防がなくてはならない。基準の底上げ、保育人材の確保と育成ができる人件費の確保が必要であり、子どものセーフティネットとしての保育所の機能を失わせないようにしくみでなければ、この目的は達成できない。(1)【野村委員(保育園を考える親の会、普光院委員の代理)】</p> <p>○ こども園(仮称)の目指すところは、0歳から18歳までの教育と養護の両方を充実していく、その最初の出発点であるということに、こども園(仮称)、幼保一体化の目的があると思う。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることと、乳幼児期の養護も充実する必要があるという、両方の側面の充実がこども園(仮称)において図られるという理念が重要。(1)【秋田委員(東京大学)】</p> <p>○ 「世界に誇る幼児教育」には賛成だが、量だけではなく、質に格差がない体制を作っていく必要がある。(2)【秋田委員(東京大学)】</p> <p>○ すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育を保障することが人づくりの基本として必要。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】</p>
---	--

- 質の高い幼児期の教育、保育の確実な提供を確保し、その質の維持・向上を中心に据えること、また、保護者の多様な子育ての仕方や生き方を支援し、親としての育ちを支えるという視点を重視して、施設で行う意義や役割を様々な面からきめ細かく丁寧に検討する必要がある。(1)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】
- 保護者の状況によらず、すべての子どもに提供できるようにするため、機能として一つの仕組みの中に組み込み、事業者によってウエイト付けするとよいのではないか。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 現在の子ども達がどういう問題を抱えているかを明確にする必要がある。待機児童や虐待といった問題をどうするか。現時点の状況をみたとき、必ずしもすべての子どもに対応した制度になってはいないのではないかと考えてほしい。差別なく公正な制度を期待すべき。乳幼児期の養護と教育を保障する質・環境について、現在よりレベルの高いナショナルミニマムを謳う内容であるべきと考える。制度に矛盾があるから待機児童問題がある。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 「世界に誇る」の中身を具体的に表現した方が良い。例えば保育所においては、児童虐待対策、貧困対策など、福祉的な機能を内包しているということで国際的な舞台の場でも評価の声を聞く。幼児教育、保育双方の世界に誇るべき実績の高さを表現してほしい。(2)【中島委員(日本労働組合総連合会)】
- 「世界に誇る」という言葉を重く受け止める。質を求めていくというところに力を入れなければと実感した。(2)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】
- 現在、障害を持った子どもたちがなかなか幼稚園や保育所に入れないでいるので、「希望する全ての子ども」として、障害を持った子どもたちがこども園(仮称)の中で生活ができるようにしていかなければならない。(3)【柏女委員(淑徳大学)】
- 「幼児教育・保育」という文言で語られている整理を何とかしていただけないか。子どもの発達を保障していくことが幼保一体化の目的の一つであるという意味では、ここはすべての子どもたちを対象にした質の確保された「保育」とすべき。もしこの「保育」という言葉で統一ができないのであれば、「養護と教育」をすべての子どもたちに、という言葉に言い換えるべき。(3)【佐藤委員(全国保育協議会)】

1

幼
保
一
体
化
の
目
的
に
つ
い
て

- 子ども指針（仮称）ワーキングチームの資料に、保育を必要とする子どもと必要としない子どもに分け、保育を必要としない3歳以上児には教育のみを提供する案があったが、幼稚園の3歳以上児にも養護の概念が必要であることは、他の委員も発言されていた。保育時間の長短にかかわらず保育、つまり教育と養護が一体となった保育が必要であり、その概念形成をきちんとして盛り込むべきではないか。（3）【普光院委員（保育園を考える親の会）】
- どういう言葉を使うにしてもその定義を明確にしていきたい。養護と教育の両面の質を向上するということが目的とする幼保一体化を国際的に成功させてきた欧州の国では、新たな用語によって幼保一体化の理念を質の向上につなげてきているが、最終的には皆の合意で通常使われる名称が使われたとしても、その了解は新たに得ていく必要があるのではないか。（3）【秋田委員（東京大学）】
- 多様なニーズを踏まえた安定した運営ができるような質の高いシステムをつくる必要がある。また、ナショナルミニマムを含めた子どもの権利条約の考え方をに入れていただきたい。（3）【菅原委員（全国私立保育園連盟）】
- 「教育」というのは機能として考えるべき。学校教育としての「教育」と、家庭教育も含めた「教育」は分けて考えなければならないのではないか。学校教育法上の学校教育としての「教育」は3歳からだが、通常のいわゆる「教育」というのは0歳からということになるだろう。（3）【柏女委員（淑徳大学）】
- 保育あるいは教育の定義の問題、子どもたちの発達過程のとらえ方の問題、小学校との連携の問題等、子ども指針をめぐる問題についてはかなり重要な問題を含んでいるので、順を追って議論する必要がある。また、保護者の安易な施設に肩代わりという言葉も出てくるが、家庭の人たちを追い込んでしまうので、言葉の使い方も気をつける必要がある。このような指針の問題と関連づけながら議論する必要がある。（3）【菅原委員（全国私立保育園連盟）】
- 幼児教育の重要性と、希望するすべての子どもへの保障のためにということ、これからも考えていただきたい。子ども・子育て新システムが、将来この国を担う人材育成という大きな視点に立って、幼児教育が人格形成の基礎をつくること、義務教育及びその後の教育の基盤となっていくことの重要性を十分に踏まえて検討されることを改めて強く願っている。（6）【大橋委員（全国国公立幼稚園長会）】

1
幼
保
一
体
化
の
目
的
に
つ
い
て

②保育の量的拡大

- どんな形でもいいので、安心して子育てができる環境づくりを実現してほしい。働き方が多様化しているのに、保育のサービスメニューが少な過ぎる。希望する人が子どもを持つことが当たり前で、仕事を続けることも当たり前の社会を一刻も早く実現してほしい。(1)【木幡委員(フジテレビジョン)】
- 利用者の視点からは、入れること、親子のニーズにあったものにすること、待機児童は喫緊の課題であり、スピーディーにできるところからやっていくこと、の3点が大事。(2)【木幡委員(フジテレビジョン)】
- 各国に比べて日本は女性の就労率が低いし、待機児童が首都圏においては大きく、保育園に入れなくて仕事ができないという方がたくさんいるので、そこに対して一つ目的をもっていくことが重要。(2)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】
- 質の向上を伴った保育の量的拡大ということがどうしても必要なことなのではないか。(3)【佐藤委員(全国保育協議会)】
- 「保育の量的拡大」は、「質の確保された量の拡大」ときちんと読みとれるように書かれるべき。(6)【佐藤委員(全国保育協議会)】

③家庭における養育支援の充実

- 子どもの育ちに対する危機感をどのように共有するか。地域そのものでもっと子育てを支えていこうという観点が必要。(2)【古渡委員(全国認定こども園協会)】
- 保育所について、ごく一部の市町村では実施義務が果たされていないが、すべての地域で果たされる必要がある。また、既に過疎地において幼稚園は機能していないので、過疎地でも幼児教育が展開されるような仕組みとすべき。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】

1
幼
保
一
体
化
の
目
的
に
つ
い
て

- 幼保一体化を希望する保護者の声はあまりないという委員の意見があったが、それは都市部の状況であり、過疎地ではむしろ一体にしてほしいという声を聞く。(2)【山縣委員 (大阪市立大学)】
- 幼稚園が設置されている地域だけの幼児教育の議論にとどめてはならない。幼児教育が過疎地からどんどん撤退していく状況をしっかり考慮すべき。(2)【山縣委員 (大阪市立大学)】
- 「支援を必要とするすべての親子が」というのは、施設だけではなく、そこで求められているサービスをどう提供するかということも書き込むべき。(6)【佐藤委員 (全国保育協議会)】
- ④その他
- 理念・目的を明確に発信して、おおかたの国民から理解を得られることが必要。幼保一体化を目的ではなく手段ととらえ、段階的であっても具体的に分かりやすいものとしなければならない。その上で、制度の質的な向上を目指すべき。(2)【清原委員 (全国市長会)】
- 認定こども園制度の評価・検証が必要。認定こども園に何か問題があったのか、課題としてはどのようなものがあるか、基本的な整理をする必要がある。(2)【渡邊委員 (全国町村会)】
- 幼保一体化とは、幼稚園と保育所を一緒にするわけではなく、両者の持つ機能を合わせてきたのが現場。その機能はいろいろあり、多様性が必要。(2)【古渡委員 (全国認定こども園協会)】
- 子どもの生活・学習・発達への投資を未来への投資とだけ見るのではなく、今、その子がその子であることが大切という視点を持つことが必要。幼児教育あるいは児童福祉という側面からのみではなく、保育という言葉を用いて語っていくべき。子どもの生活と教育は切り離してはならない。この点に関し、委員で共通理解を持たなくてはならない。(2)【佐藤委員 (全国保育協議会)】
- 日本の将来を見据えた教育の在り方を検討する必要がある。(1)【東委員 (全国知事会、尾崎委員の代理)】

<p>1</p> <p>幼保一体化の目的について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低年齢児から放課後児童対策まで、とぎれのない支援が必要。(1)【東委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】 ○ 幼保一体化の検討を進めるに当たっては、保育所や幼稚園等の関係団体や保育者など国民的な理解を得ることを前提に願う。(1)【東委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】 ○ 保護者からこども園(仮称)に賛成という声が聞こえてこない。縦割り、二重行政という言葉があるが、保護者の側からみれば、性格の異なる2つのサービスが提供されてきて、その中から選択して利用してきたというだけで、問題ではない。そんな中で敢えて幼保一体化を目指すのであれば、現行の幼稚園・保育所の質を下回らないようにすることが必要。(2)【普光院委員(保育を考える親の会)】 ○ 待機児童対策が進まず、認可保育所以外の保育施設を利用している家庭が多くなり不公平感が高まっている。だからといって、最低基準を崩して、どんな施設でも幼保一体給付の対象とすればいいわけではないので、ナショナルミニマムの最低基準によって質の底上げをする必要がある。本来は幼保一体化よりも、保育の一体化が必要だ。(2)【普光院委員(保育園を考える親の会)】 ○ 「子育ては女性が行うもの」というニュアンスが強いのではないか。父親も育児に参加できるという、男女共同参画の理念を示すことが大事。(2)【秋田委員(東京大学)】 ○ 一つの形に押し込めるのではなく、長い歴史で積み重ねてきたものを考慮し、選択できるようにすることが大事。(2)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】 ○ 国として、国家戦略としての幼児教育をどうやって位置づけるのかを明確に政府側で提示していただくべき。戦略があってこそその戦術であり、具体的な保育制度の在り方は戦術に属すると思われる。戦略がないと議論が進まない。(2)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】 ○ さまざまな立場の保護者が自分の生活に合った教育や保育の場を選択できることが重要ではないか。一律化・統一化することは弊害も生むので、保護者や子どもの多様なニーズに応えることが重要。(2)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】
------------------------------	--

1
幼
保
一
体
化
の
目
的
に
つ
い
て

- 待機児童問題、家庭での虐待の広がり、小学校低学年の不登校、小1プロブレム、学内暴力、あるいは20代・30代の引きこもり、こういった現状をどう考えて今回の制度改革の中に位置づけていくかが非常に重要である。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 保育なり教育なり、解釈に混乱と不統一がある。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 今の子ども達の現状をしっかりと保護者に伝えれば、今回の制度改革の意味が保護者や事業者からも理解を得られるし、そういう広報なり、全体に知らせていくことが大事だ。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 幼稚園・保育所の長い実績や歴史を評価したうえで、双方のいいところを無理やり一つの規格に押し込めるのではなく、子どもにとって双方の良いところをきちんと評価して、環境整備をしていくということが大事。(2)【中島委員(日本労働組合総連合会)】
- 個々の施設で個性が出てきてもいい。一方で、施設で好き勝手にやらせるのではなく、市町村の実施責任の下、質をしっかりと確保する必要がある。(2)【中島委員(日本労働組合総連合会)】
- 「すべての子ども」という以上は、障害児など様々な子どもをどう受け入れていくかということも考えなくてはならない。同時に、新システム全体の中でも受け皿を作っていくということが必要。(2)【中島委員(日本労働組合総連合会)】
- 幼保一体化では、根拠法も一体化できるのであれば一本化して、二重行政にならない仕組みを考えていかなければならないのではないか。(2)【中澤委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】
- 幼稚園・保育所の集団保育や子育て支援の利用が保護者の養育放棄につながるという声があることを懸念している。子育てを困難にする要因が多くある中でも懸命に子育てをしている家庭には、更なる支援が必要である。また、子どもを主体として考えると、家庭だけでなく地域の様々な人が子どもの育ちにかかわることも、同じ年頃の子ども達が集団で育ちあうことも重要である、という視点から考えていくことが必要。(2)【金山委員(マミーズ・ネット)】
- 幼稚園・保育所については、違いがわからないという人もいれば、個人の経験からそれぞれの特徴をとらえている

1 幼 保 一 体 化 の 目 的 に つ い て	<p>人もいて様々であるため、説明責任を果たして、皆が納得するような形にもっていくことが必要。(1)【金山委員(マミーズ・ネット)】</p> <p>○ 幼稚園・保育所の歴史をきちんと踏まえて検討するべき。幼稚園と保育所の双方が持っている文化を守っていくことは重要で、それを一つの形に塗り固めていくのが一体化ではなく、おのおのが持っている機能をしっかり生かして質を高めていきながら、それが現状として一つに見えてくるということが一体化である。一体化といって一つの形に押し込めると、教育が持っている様々な自由性が失われてしまう可能性がある。(2)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】</p> <p>○ 子どもたちは基本的に地域で育つ。地域で親同士も支え合い、その人間関係が地域関係の根っこになっていく。地域の力を期待するのであれば、こども園(仮称)制度にもその視点を入れるべき。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】</p> <p>○ 全ての希望する人が入れるのかということが一番重要。今、働く親が職場復帰しようと思っても保育園に入れない。どんなに世界に誇れる保育であってもそれを受けられないのでは意味がないので、いろいろな選択肢を増やし、とにかくすぐ入れるというのを大きなポイントとしておいていただきたい。(3)【木幡委員(フジテレビジョン)】</p> <p>○ 保育にしても幼児教育にしても、割り込んではならない課題というのが必ずある。また、全ての子ども、すべての必要な親に対して確実にサービスが提供されること、社会的な孤立を回避して子育てをサポートすること、就労している方が就労継続を断念しなくてもいいようにすること、障害児が「こども園(仮称)」等に確実に入れるようにすることなど、セーフティネットとしての機能は、は基本的な目的の中で外れることのないよう、常に振り返っていかなければならない。(3)【中島委員(日本労働組合総連合会)】</p> <p>○ それぞれの立場はわかるが、市町村で実際に幼稚園、保育所を運営している立場から言うと、幼保一体化のそもそも論をきちんとお互いに理解しながら進めてほしい。幼保一体化は、女性の就労機会の拡大によって待機児童が多くなり、逆に幼稚園は人口減少によって廃業もしくは統廃合という整理をしなければならない現状がある。特に、幼稚園と保育所を共に持っている自治体にとっては、財政的な面も含めて非常に厳しい現状。都市部と地方部の現状を理解した中で、地域で支える、社会で支える国の形という大きな大義名分があると思う。そういう前提に立って、今後議論を進めていただければありがたい。(3)【渡邊委員(全国町村会)】</p>
---	--

- 幼保一体化というこの会議全体の大きな目標は十分共有されているし、それを大事にして実現に向かいたい。これは皆様方全員の意見、願いではないかと思う。(3)【無藤座長代理(白梅学園大学)】
- 子ども指針の会議で整理したが、幼児教育・保育という用語を法制的に使うという意味では、学校教育法上の位置づけと児童福祉法上の位置づけを踏襲せざるとえないのではないか。(4)【無藤座長代理(白梅学園大学)】
- 質の向上のための幼保一体化であるということを前面に押し出せるよう、財源の確保や、これだけのことをやりたいという具体案を示していただきたい。預け先がないという切実な悩みを持っている保護者は多いが、一方で預けられればどこでもいい、質は何でもいいと思っている親はいない。子どもがよい環境で幸せに育つことが親の希望であり、それが家庭の安定や社会の安定に直結していくものである。(4)【金山委員(マミーズ・ネット)】
- 質の問題は大切だが、一方で今、首都圏を中心に待機児童の問題というものは非常に大きい。目的が何だったかというところをしっかり見据えていきたいし、その待機児童の問題は0、1、2歳というところが非常に大きな問題。教育・保育に携わってきている施設が協力をして、問題を解決していくためにどうすればいいのかという議論をしていければと思う。(4)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】
- 待機児童の解消は国民的課題ではあるが、一方で人口急減地域あるいは過疎地域の対策も射程に入れての一体化なのかを是非確認していただきたい。待機児童は大都市圏、政令市等で約8割を占めていると言われており、一方で多くの自治体で人口急減・過疎化が深刻化している。このように二極化する状況に、こども園(仮称)という一つの形態に収斂することで包括的に対応できるのかという議論が今まで余りないように感じている。家庭や地域の状況に応じて形態や機能を自由に選択できる多様性、制度の弾力性が考えられてしかるべきではないか。(4)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】
- 幼保一体化はあくまでも、子どもたちの育ちをよりよく保障するための手段であるので、幼保一体化が目的ではないということをしっかり確認していかないと、目的と手段が混同されてしまい、幼保一体化のために突き進んでいくということだけでは、話が隘路に入ってしまう可能性がある。(5)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】
- 3歳、4歳、5歳の子どもたちが、親の働き方によってそれぞれ違う別のシステムに振り分けられているという今

1

幼
保
一
体
化
の
目
的
に
つ
い
て

の状況はおかしい。「小一プロブレム」などもある中、少なくとも小学校に上がる前の3年間は、どの子どもにも共通のものを提供してあげてほしい。そのために、保育園も幼稚園ももっと変わっていかないと利用者のニーズに応えられない。今までの文化をそのままに、プラスアルファで一定の部分を補っていただけませんか。小1の壁の前に、新たな幼稚園の壁、おかしい制度設計による壁、幼稚園に入るために仕事をやめるといった壁をつくらないためにも、そろそろ根本的な制度改革が必要。(6)【木幡委員(フジテレビジョン)】

- 「すべての子どもに」について、資料ではどうしても幼稚園、保育園、認可園という枠組みの中で語られているが、認可外で通っている子どもたちもたくさんいるということを忘れないでいただきたい。(6)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】
- この制度は、子どもたち、そして利用者のためのものであると思うので、そういう視点をもっと入れていって制度設計をしていただきたい。(7)【木幡委員(フジテレビジョン)】
- 専業主婦に対する支援あるいは家庭で子育てをしている子育て家庭に対する支援が明確ではない。専業主婦等に対する支援については、今後しっかりとした方向を出していくと基本制度ワーキングの中ではお答えをいただいているので、専業主婦を対象外とはしていないという明確なメッセージを入れていただきたい。また、「片働き家庭」という言葉は聞いたことがなく、変な言葉だと思う。いわゆる専業主婦の方は働いていないというメッセージがこの片働き家庭という言葉には入っていると思うので、これは是非とも言葉を変えていただきたい。(8)【北條委員(全日本私立幼稚園連合会、入谷委員の代理)】
- 議論のアプローチの仕方として、地域で暮らし育つすべての親あるいは子どもの利用保障という観点から見ていけば、実務的な答えも含めて寄せていけるのではないかと。全世代型の社会保障というふうには、やっと具体的に子どもや若者、現役世代のところに社会全体の問題として日がきちんと当たってきたが、その大変大きな要素が子ども・子育て支援だと思っており、その柱の1つが未就学の子どもたち、幼保一体化だと思う。そういう問題意識を持って、その合意の意思を私たち今ここにチームがもっと力強く発信をしていく必要がある。(8)【中島委員(全日本労働組合総連合会)】
- 保護者の多様な生き方、地域で社会貢献して生きるという生き方を認めてほしい。就労支援も大事だが、地域の中で子育てをしながら地域社会に貢献していく人たちが地域のコミュニティをつくっていく。子どもの育ちを幼児期か

	<p>ら児童、生徒と長く支える、見守る大人が地域に存在するということが、子どもが豊かに育つためには非常に大事だと思う。(8)【池田委員(全国国公立幼稚園長会、大橋委員の代理)】</p>
--	--

2. 給付システムの一体化

(委員からの主な意見)

2 給 付 シ ス テ ム の 一 体 化	<p>(1) 市町村新システム事業計画(仮称)の策定</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子育て支援プランなどを各自治体等で作成していくシステムが必要。(1)【柏女委員(淑徳大学)】○ 市町村できちんと事業計画を策定していくということの中で、市としては、これまで薄かった幼稚園との関係をきちんと作っていかなければならない、という状況。逆に都道府県は保育所と関係が乏しかったりしたかもしれない。だから、検討の際は市町村と都道府県を一概に「地方公共団体」とくくるのではなく、それぞれがどのように参画・関与、連携をすることが必要かを考えていくことが大事。(2)【清原委員(全国市長会)】○ 市町村の責務は、施設を利用する権利の付与、利用調整、指導監査にとどまらず、子どもが必要とする質を備えた施設を必要量整備する責務でなければならない。(1)【野村委員(保育園を考える親の会、普光院委員の代理)】○ 市町村に地域のニーズに基づき策定された「新システム事業計画(仮称)」の策定を義務化し、サービス供給量の調整を図ることを責務とするべき。(4)【佐藤委員(全国保育協議会)】○ 各市町村は「次世代育成支援行動計画」を5年ぐらいい目安を持っているが、それと今回の事業計画との関係性はどうか。その中の一部になるのか。例えば、認可・指定権限が基礎自治体に完全に移譲されるのかどうかというのは非常に重要。広域自治体である都道府県と一緒にやっていくのか。市町村が持つとしても、ナショナルミニマムがあってその上に地域の実情を加えられるのかということなど、必要な権限が市町村に移譲されるかどうかによって市町村の仕事の仕方が変わってくる。(6)【清原委員(全国市長会)】○ 保育需要が供給を上回る場合、市町村のあっせんだけでは大変不安だ。市町村が責任をもって子どもたちに保育を保障するという制度にしていきたい。待機児童がいる場合の優先順位は今、住民の意見を聞きながら市町村はぎりぎりのところで調整をしていると思うが、それが単なる施設の紹介になってしまったとき、優先順位はどうなってしまうのか大変不安に思う。現行の優先順位も議論があるところで、とにかく希望者が全員は入れなくてはならない
---	--

のだが、育休明けが優先ではなくなり、母親が保育園のために正規雇用を失うということになると、ますます女性の非正規雇用が進んでしまうことになるのではないか。(6)【普光院委員(保育園を考える親の会)】

2
給
付
シ
ス
テ
ム
の
一
体
化

○ 市区町村の体制整備と意識改革について、今まで所管外であった私立学校を、市町村がかかわる事業として位置づけるということになる。制度的にどうするかは別にして、計画等では扱わなければならない。需要との関係での事業整備計画については、とりわけ都市部の私立幼稚園の場合、保育所以上に利用が広域化しているという現実への対応が必要となる。需要は居住地の市町村、利用は他市町村という実態を組み込んだ基盤整備計画が求められることになる。基盤整備責任を、どのような形で市町村に課するのか。現在、既に周辺の市町村を利用しているから、そこは責任がないということにするのか、広域整備という発想を持つのか。そういう点について、介護保険や障害者自立支援サービスでの前例が、少しは参考になるのではないか。(6)【山縣委員(大阪立大学)】

○ 市区町村による地域ごとの質・量のコントロールが必要。また、都市部と地方の状況を分けて考えることや、市町村の「新システム事業計画(仮称)」と既存の計画(市町村次世代育成支援行動計画等)との関係、市町村が権限と責任を持ってコーディネート機能を発揮することについても整理をする必要がある。市町村の権限が今よりも低下することがあれば、仮に「こども園(仮称)」の入園にあぶれた方がどうやって利用保障を担保されるのか、とりわけ利用弱者や要支援者の優先順位にかかわる考え方、市町村の権限と責任、それを担保する仕組みが課題になる。(6)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

○ 市町村新システム事業計画は、過去に厚生労働省も、次世代育成という時限的な形で計画を立てなさいと言っておいて、実際にはうまく立てられなかった。文部科学省も、幼児教育振興計画というのを10年ごとに出させているが、現実には何らのインセンティブもない。市町村の新システムの中で、国の責務は絶対にある。国の責務が、ただ言うことだということではなく、インセンティブにかかわってどうするのかという形を明確にしておかないと、いくら市町村や地方に出しても、インセンティブがなければ難しい。学習指導要領のように、どんなところに行っても、確実にこれをやらなければならないという形のものがきっちり生きることが大事。(6)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】

● これから計画をつくる主体として位置づけ直される市町村が計画づくりをするときに、文言としての計画づくりではなくて、平常時のみならず災害時も含めたしっかりと適切な対策を含む計画づくりを、公立、私立を問わずしっかりとつくっていくことの必要性が、今回の震災で再確認された。(8)【清原委員(全国市長会)】

2 給 付 シ ス テ ム の 一 体 化	<p>(2) 指定制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立、私立、更に今後、株式会社やNPO等に担い手を拡大していくとき、「経営の質」ということも問われる。保育のサービス、子ども支援の公益性、公共性を踏まえ、どのように「質」を保ちつつ事業としての経営を「維持」していくかということも検討する必要がある。(1)【清原委員(全国市長会)】 ○ 多様な事業者が参入することによる競争が必要。(1)【山口委員(日本子ども育成協議会)】 ○ 国の制度としては既に色々なところで規制緩和がなされているが、地方自治体のレベルで参入をさせないとか、色々なローカルルールを設けることによって競争を阻害している現状がある。改革に当たっては、そういったローカルルールが存在しないような制度改革とする必要がある。(1)【山口委員(日本子ども育成協議会)】 ○ どんな主体でも参入できるようにすべき。学校法人・社会福祉法人と企業等で差別的な取り扱いするのでは多様な事業主体が喜んで入ってくるような制度にならない。(2)【山口委員(日本子ども育成協議会)】 ○ 社会福祉法人でも学校法人でも経営が悪くなれば撤退する。社会福祉法人等は安定的な供給が担保されているというのは単なる幻想であると思うし、その他の設置主体であればそれが担保されないということもないと思う。究極的には自治体の監視制度や入退場の規制などを設ければ、差別的な取り扱いをする必要はない。(2)【山口委員(日本子ども育成協議会)】 ○ 指定制度を導入することで市場化に拍車がかかるのではないかと心配している。市場化に当たっては質の問題、遵守すべき基準までしっかり作る必要がある。また、株式会社でもNPOでも社会福祉法人でも学校法人でも、こども園(仮称)で得た余剰金については、きちんと福祉なり公益・公共事業に使うという仕組みにすべき。これは大事な一つの社会的責任である。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】 ○ 今回の資料では、量的拡大のためだけに、株式会社やNPOを利用する、と読めた。量的拡大だけでなく、多様なニーズに対して質のよいサービスを提供するという観点からも、株式会社を含めた多様な主体が参入し、創意工夫すること、必要な競争がでることは必要。現状は、認可を受けていても社会福祉法人とは補助金に差があり、運営が厳しい。法人類型に関わらないイコールフットイングをお願いしたい。(2)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】
---	--

2

○ 指定制を導入すると、結局、待機児童のある都市部では、ビルにテナントで入る保育施設ばかりがふえるのではないか。そんな施設を非難するわけではないが、幼児期には園庭を備えた施設を、お金をかけて提供するの、子どもに対する大人の責任ではないか。(2)【普光院委員(保育園を考える親の会)】

給
付
シ
ス
テ
ム
の
一
体
化

○ 幼保一体給付の対象となる事業を従来より広くするという場合においても、最低基準をナショナルミニマムとして上げていく方向で考えていただきたい。認定こども園の地方裁量型は現行ナショナルミニマムの最低基準によって指定をやり直すべき。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】

○ 同じ基準を満たしたら指定が受けられるのであれば、認可と認可外という2つのもの、届出・認可という仕組みを作る必要はないのではないか。分かれるのであっても、同じ基準を満たしたものは、給付の内容は必ず同じにしていいただきたい。給付が違うことによって職員の処遇が違ってきてしまうと、質の問題にもつながっていく。(3)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】

○ 認可も指定も給付の対象とするという考え方が出ていることは非常によいのではないか。(3)【渡邊委員(全国町村会)】

○ 将来この届出の部分に関して廃止するなどの政策や、この部分だけを取り上げた政策等が出てこないとも限らず、事業者としては安心してこの分野に参入することができない。安定的な経営、安定的な運営をするためには、それが将来にわたって担保される必要がある。株式会社等、NPO法人が除外されるような制度ができたのであれば、事業者として安心して参入することができない。差別的な取扱いをしないという方向で議論を進めていただきたい。(3)【山口委員(日本子ども育成協議会)】

○ 待機児問題を抱えている自治体でも、3歳～5歳の幼児を見れば九十数%が既に幼稚園・保育園等の施設に入っている中で、多様な事業者の参入というのをどこまで自由にすべきか。現状、3歳以上の子どもについて、棲み分けができていような状態がある。そこに新しい事業者がどんどん新しいメニューを持って参入する場合には、過当競争が生まれ、ある種の混乱が生じるおそれがないわけではない。現存の幼稚園などにおいても、個人立等、経営基盤が強くない幼稚園というのはかなりたくさんあるが、そういった事業者・経営者が存続しつつ、更に質を高められるという方向での検討が必要である。(3)【酒井委員(全国市長会、清原委員の代理)】

2

○ 安定的な運営ができる環境というのは必要であり、どんどんいろいろな事業者が入ってきて過当競争が起こるような状況が好ましいとは思わない。一方、のんびりニーズに沿わない運営をしている事業者でも生き残れるという状況は好ましくない。(3)【山口委員(日本子ども育成協議会)】

給
付
シ
ス
テ
ム
の
一
体
化

○ 株式会社も含めて多様な事業主体が適度な競争をするような環境が必要。質の高い保育の量的な拡大、多様なサービスの提供等は、適度な競争があることで生まれる。(3)【山口委員(日本子ども育成協議会)】

○ 幼保一体給付による指定制度という枠組みにおいて、福祉のほかの領域と同じ形ですべてを議論していくことが、教育的な観点からよいのかということは考えていただく必要がある。(4)【秋田委員(東京大学)】

○ 届出と認可は何が違うのか。指定制で、同じ基準でやっていくのであれば、同じ給付体系であっていただきたいし、届出と認可を区別するものではないと思う。(4)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】

○ 設置主体は、国、地方団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした法人とし、株式会社等の参入も、経営の論理ではなくて子どもの育ちを保障するものでなければいけない。そういう観点での公共性とか公益性を担保する必要がある。そのため、一つの公益事業という経理区分としてのこども園(仮称)を規定したり、剰余金の処理についての一定の規制というのも必要。(5)【古渡委員(全国認定こども園協会)】

○ 株式会社も同じ質を求めて子どもたちのためにやっていっている一団体として認めていただきたい。そのためどの法人類型であっても補助金というところはイコールフットにしていきたい。今、問題は、ゼロ歳から2歳の受入れ先が非常に少なく、認可外園にやはり入っていかざるを得ないこと。認可外園の質が悪いとは言わないし、一生懸命やっているが、入ってくるお金が違っていると、おのずと職員配置が違ったりしていく。すべての子どもに同じようにというのであれば、いち早くこども園(仮称)をつくっていくべきではないか。(5)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】

○ 指定制度について、こども園(仮称)には多様な経営主体が参入することになると想定されるが、利用者ニーズを勘案して、何らかの形で公正に事業者の参入等を調整できる仕組みが必要。(5)【清原委員(全国市長会)】

- 人員配置基準の引き上げは大変うれしいことで、是非実現させていただきたいが、地方分権等の現状と、お金が一括交付される仕組みになるとき、基準と給付の関係を明確にしていくことも求められる。(6)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- 多様な事業参入を認めていく中で、入り口でも一定の公益性は課すべきだが、出口規制を強めることで保育の質を向上させていくことは重要。現在のように、投資した部分について見合うだけのことをやっているかというアカウンタビリティだけではなく、レスポンスビリティ、応答責任としてきちっと保育のプロセスを保障しているということの開示が必要。保育課程の質の向上に資する第三者評価としての評価制度を入れていただき、それを個別の園に任せるのではなく、自治体が指導・監督していく形、計画すると同時に、実施した後の評価への責任も循環的に負っていくという形が必要ではないか。(6)【秋田委員(東京大学)】
- こども園という一定の質を保つ基準の中で、評価、監査なども含めてやっていただくことを前提に、法人類型にかかわらず、参入規制がかからないようにしていただきたい。(6)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】
- 幼保一体給付という言葉よりも子ども給付という視点で、0-6歳までが一貫しているということは重要だ。問題は幼児教育という言葉のあいまいさにある。例えば「学校教育法上の教育時間のみを受ける子ども」というような表現にして、「学校教育法上の教育」にあたる保育を3歳以上の全ての子どもに保障する部分をこども園で実現していく一方、児童福祉法の中で0歳から6歳までをこども園ですべてカバーする。では、0-2歳のところは教育をしていないのかと言えそうではなく、きちんと「児童福祉法上の養護と教育の一体的展開」としての保育を行っていることをより明確に説明することが重要である。表現上誤解を受けないのではないか。給付も含め、そのような説明が必要。(7)【秋田委員(東京大学)】
- 国の規制緩和から10年間たったが、いまだに70%近くの地方自治体が恣意的な運用によって事業主体の参入を妨げている。それに対して国としては何ら通達等を出していないが、そういった恣意的な運用というものが望ましいと国としては是認しているのか。もしそうでないのであれば、今回の改正の中にそういった内容を盛り込んでいただきたい。(8)【山口委員(日本子ども育成協議会)】
- 量的な拡大が必要というときに、資本市場をどうして利用することができないのか。資本市場を利用しようと思えば配当が必要になってくるが、認められていない。これだけ大きな民間の資本を利用していないというのは非常にも

<p>2 給 付 シ ス テ ム の 一 体 化</p>	<p>つたいないことだと思うので、是非この点を加えていただきたい。(8)【山口委員 (日本子ども育成協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 震災で電力の配給が非常に問題になっている。産業界では土・日曜出勤、サマータイムの導入等、いろいろな時間帯に事業を行おうとしているが、それに対して保育の側がそれに対応することはできるのか。これまで延長保育や長時間の開園、土・日開園などは認可外がほとんど担ってきている。これからも同じようなシステムでいくのであれば、担えるとは思えない。(8)【山口委員 (日本子ども育成協議会)】 ● 地域型保育給付 (仮称) という名称については、「狭い地域を含む」という意味で「地域」という言葉を反映したと思うが、基礎自治体は「地域」という言葉に非常に敏感になる。市町村がどのぐらいの権限を持って関わるのが望まれるのか、無認可の保育所はどのようにしたらよいのかなど、「地域」という言葉を使う場合に自治体の裁量性がどのようにあるのかなどについての吟味が今後は必要になってくる。ただ、できる限りすべての子どもに質の高いサービスを実現するという趣旨が二重行政を解消する方向で提案されたということについては、一定の評価をさせていただきます。(8)【清原委員 (全国市長会)】 ● 認定証や受給者証をいつ交付するのか、施設にいつ提出するのかは非常にデリケートで、サービスの利用の可否を判断する際のネガティブな差別情報になってはいけけないので、そのタイミングが課題となる。また、すべての子どもたちのための権利をどうしたら仕組み的に保障できるのか、無用な差別を引き起こすことなく、障害のある子どもや被虐待児などにも保障できるのかということについて、今後実務の点で、国と地方の協議の場などで、しっかりやり取りをする必要がある。(8)【清原委員 (全国市長会)】 ● こども園 (仮称) という名称に一本化され、給付も一体化されるので、法人類系や認可外、認可園にかかわらない給付水準の一体化というところをもう一度確認をさせていただきます。財源も確保していただけるという力強いお言葉もあったので、今後もその視点で検討していただきたい。(8)【佐久間委員 (ベネッセスタイルケア)】 ● 都道府県や市町村の役割を、具体的な内容を全般的にしっかり協議をした上で、今後明確にしていきたい。また、現在多様な事業主体も検討されているが、今後の指定に当っては幼児教育、保育の安定供給が継続的かつ確実に保障されなければならない。そのため、サービスの質を担保していく客観的な基準、情報開示等のルール化、指導監督権限の所在等の具体的な内容と責任の所在を明確にしていきたい。(8)【岡崎委員 (全国知事会、尾崎委員の代理)】
--	--

<p>2 給 付 シ ス テ ム の 一 体 化</p>	<p>(3) こども園給付（仮称）の創設</p> <p>①財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児保育の職員については現状は一般財源化されている。子ども子育て勘定（仮称）の中で新しい給付を作ってもよいのではないか。(2)【柏女委員（淑徳大学）】 ○ 認定こども園の子育て支援に関する財政措置が十分ではないので、しっかり措置していただきたい。(2)【古渡委員（全国認定こども園協会）】 ○ 3歳以上と未満で給付の形態を分けているが、このように分けて議論していくのが、10年後、20年後の社会を考える上でよいのか、という問題はある。(2)【秋田委員（東京大学）】 ○ 今後とも私学助成は維持していただきたい。保育単価の設定について、より良いシステムを構築している園をよりよい単価とするというような話があったが、今、私学助成はまさにそういう政策誘導的なものであり、例えば教員の配置を豊かにしている園に補助が傾斜配分されていくというような制度は何らかの形で維持していただきたい。(1)【入谷委員（全日本私立幼稚園連合会）】 ○ 幼保一体給付の中で、施設にしっかり子育て支援のためのお金がいくようにしてほしい。(2)【山縣委員（大阪市立大学）】 ○ 事業者に対しては法定代理受領が望ましい。ただし、利用者との保育料調整については若干疑問。(2)【山縣委員（大阪市立大学）】 ○ 現状では、法人類型によって、自治体独自の運営費加算も含め、公的助成が違ってきているので、そこをイコールフットにしていっていただきたい。また、企業として、こども園（仮称）における創意工夫を行い、一つでもより良いこども園（仮称）を作っていくためにも、使途の自由化というところは是非検討していただきたい。(1)【佐久間委員（ベネッセスタイルケア）】
--	---

<p>給 付 シ ス テ ム の 一 体 化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者側の運営の安定をきちんと保障できる仕組みとすべき。(3)【菅原委員 (全国私立保育園連盟)】 ○ 「幼児教育・保育給付」は、それだけでナショナルミニマムを満たした保育を行い、人材を育成して質を向上していけるだけの金額でなくてはならない。この金額の根拠のためにも、ナショナルミニマムを法定する必要がある。(3)【普光院委員 (保育園を考える親の会)】 ○ 保育の質を保つためには、施設が安定運営されるということが非常に大切な要素となっている。その点も、幼保一体給付の制度設計においては十分に配慮していただきたい。(3)【普光院委員 (保育園を考える親の会)】 ○ 幼稚園が保育所の機能を兼ね備えていくことは大変。幼稚園がこども園 (仮称) に変わっていかないと待機児童は減らないので、幼稚園がこども園 (仮称) に変わりたくなるような形にしていかなければいけない。(3)【木幡委員 (フジテレビジョン)】 ○ 0～2歳児に待機児童が多いので、多様な保育の形に対しても一定の指定をかけることによって、需給バランスと同時に質保証も図ろうという方向性に関しては、望ましいことと考えている。(3)【秋田委員 (東京大学)】 ○ 運営費の計算の仕方は事業主にとって非常に関心の高いところなので、現行の運営費の計算をどういうふうにしていくか検討願いたい。(3)【菅原委員 (全国私立保育園連盟)】 ○ 一般財源化された公立保育所の運営費、建設費への国庫負担を復活してほしいという、待機児童の多い23区の特別区協議会の要望があるので、基本システムの検討に加えていただきたい。(4)【普光院委員 (保育園を考える親の会)】 ○ 現行の公立保育所整備費及び運営費は一般財源化されたことによって市町村の財政的な負担が非常に大きくなっている。幼保一体給付 (仮称) は、公立の施設を含め、市町村に超過負担が生じないように十分な財政措置が講じられる必要がある。(5)【清原委員 (全国市長会)】 ○ 施設の安定運営について、基盤給付のような仕組みを設けるといご提案もあったが、施設が安定的に運営されるように、利用の多寡で施設の収入が変動するような仕組みではない仕組みを考えていただきたい。(6)【普光院委員
--	---

（保育園を考える親の会）】

2
給
付
シ
ス
テ
ム
の
一
体
化

- なぜ3歳未満は保育給付なのか。児童福祉法ではゼロ歳からずっと養護と教育という形できちんと明記されているが、それをわざわざここで保育という形で区別することにどういう意味、ねらいがあり、どういう内容を含んでいるのか。それを明確にしないと、全体的に理解が得られないし、現場では非常に混乱を招く。また、「3歳以上の教育のみを利用する子ども」あるが、こども指針（仮称）の議論の中でも教育のみ、養護のみ、保育のみという議論はされていないと思う。その議論と乖離するような議論は、非常に問題があるのではないか。幼稚園と保育所と乳児保育所が結果的には制度的にばらばらにされ、制度の新しい分断、差別といったものをつくってしまう。これは、今後の日本の幼児教育の歴史に非常に禍根を残すのではないか。（7）【菅原委員（全国私立保育園連盟）】
- 給付については子どもたちに等しく、差のないような給付体系をつくっていただきたい。（7）【菅原委員（全国私立保育園連盟）】
- 給付の名称が、3歳以上は幼児教育・保育給付、3歳未満は保育給付となっているが、これはすべて子ども給付というふうに改めていただき、その子ども給付の3歳以上のケース、3歳未満のケースとして語り合えばいい。（7）【普光院委員（保育園を考える親の会）】
- 障害児保育補助金と公立保育所運営費国庫負担金は既に一般財源化されており、こうした状況では、そもそも現在の公立保育所では公定価格そのものが担保できないのではないかと。制度と財源を1つにしないと、そもそも本ワーキングチームで決めたことの対象外となる可能性がある。また、一般財源は地方交付税として地方公共団体へ交付されるもの。「不交付団体」は交付されない。不交付団体は相対的に大都市が多いが、基本的に待機児童が多い地域だ。むしろ積極的に待機児童を受け入れていかなければいけないが、これを含め、財源と最低基準、施設設備は深く関わるので、全体を見渡してこぼれているところや落とし穴がないかということを是非議論させていただきたい。（7）【中島委員（日本労働組合総連合会）】
- これまで幼稚園に対する補助は、保護者に対する補助しか市町村は捕捉できなかったが、幼稚園には国や県、都道府県から別の補助金なども行っており、実際にどのぐらいの援助が行われているかがわからなかった。反対に、保育園についてはすべてが自治体、市町村を通してくるので、幾ら保育園に公費が投入されているかがわかる実態があった。今回、幼保一体給付になれば、各自治体が幼稚園と保育園に通う子どもの支援の公平性、バランスを考える必要

がなくなり、一つの物差しで補助の対象を見られるようになるのは、市町村としては非常に大きなメリットだ。(7)
【濱中委員(全国市長会、清原委員の代理)】

2
給
付
シ
ス
テ
ム
の
一
体
化

- 用途制限の一部緩和がなされ、義援金等に一部お金が回せるという対応も非常に感謝している。しかし、被災地に対する支援というのは義援金だけではなく、備蓄していた水を配ったり、一時的な里親を申し出たり、被災地に対してメンタルヘルスケアの職員を派遣したり、色々なことをしている。用途制限そのものが緩和されれば、一々これはいいのかどうかということ判断されなくても済む。(8)【山口委員(日本子ども育成協議会)】
- 保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どもで、極端な公費負担の不公平を生むのであるならば、公平な制度設計という観点から大変問題がある。(8)【北條委員(全日本私立幼稚園連合会、入谷委員の代理)】
- いただいているお金の中でどのような創意工夫をしていくのかは、それぞれの地域、それぞれのエリア、それぞれの事業者によっても違って来る。今後の制度改革の中では用途制限はなくなっていき、自由に使えるものになるということ理解をしているが、それで間違いがないか。(8)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】

②契約方式

- 児童福祉法にある市町村の利用調整義務をこども園(仮称)になったときどうするか考えなくてはならない。また、児童福祉法第24条第1項の市町村における保育の実施義務とそれに関わる同条第4項の入所の勧奨義務の規定は継続すべき。さらに、保育所においては、児童福祉法第47条第2項において親権者と施設長との子どもの監護、教育、懲戒についての関係調整規定が盛り込まれているが、こうした規定をどうするか検討が必要。(2)【柏女委員(淑徳大学)】
- 保育所が養育困難な家庭の支援を担うべき状況だが、養育困難な家庭のケアが公立保育所に集中し、保育の質を保つのが難しいという声も聞いている。こうした家庭を広く受け入れる機能をこども園(仮称)に期待できるのかということ強く感じている。(2)【普光院委員(保育を考える親の会)】
- 保護者の間では、直接契約への不安が広がっている。首都圏、待機児童数の多い地域に限ったことということかも

しれないが、現行制度の認可保育所への切実なニーズそのものだと思う。待機児童の多い自治体では、選考基準を毎年調整するというような苦心もしているが、この体制が崩れて、保護者が願書を持って走り回るようなことは避ける必要がある。(1)【野村委員(保育を考える親の会、普光院委員の代理)】

- 施設が子どもや家庭を選考するしくみが保育所にも広がることは容認できない。また、高額な入園金や園服などで間接的に子どもを選別するようなあり方も、「すべての子どもに質の高い就学前教育保育を提供する」というこども園(仮称)の趣旨に合わない。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- 就労家庭にとって、最も自宅に近い園で就労時間+通勤時間をカバーされることが最大の両立支援だ。市町村に整備義務を課し、それが充足した上でその他の選択肢があるという制度であれば考え得る。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- 市町村による利用調整は必要。優先順位の設け方については工夫の余地があるが、何らかのこのような利用調整がなされる必要がある。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- 基本制度案要綱には、「非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じる」とあるが、これらの家庭が保育所を利用できなくなっているのは待機児童が多いためであり、待機児童が解消されなければどんなシステムにしてもだれかが排除されてしまうということを認識していただきたい。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- 入所決定を保育園側が行うのかという点については、個人情報保護が具体的に絡むので、第三者機関的なものをつくることを検討できないか。(3)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 応諾義務は基本的に、こども園すべてに課すことが大事。定員オーバーの際の選考についてはある程度仕方がないが、建学の精神は、保育園も幼稚園も、それぞれの設立趣旨や伝統があり、これを大事にすることも必要だが、保育料や利用料、応諾義務につなげるとするのは正しくないのではないか。(6)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 応諾義務について、「建学の精神に基づく入園児の選考を認める」という部分については大変遺憾に思う。こういうことがどうしても必要な園は、こども園ではない形で残る方にしていただきたい。こども園は、分け隔てなく家庭

給 付 シ ス テ ム の 一 体 化	<p>や子どもを受け入れた上で、その園が理想とする教育や保育の方針を家庭と共有するように努力するのが本来の姿だ。(6)【普光院委員(保育園を考える親の会)】</p> <p>2 ○ 契約制度の下で保育が必要なすべての子どもにサービスを提供するとしているが、市町村の調整、あっせんに関する権限を含め、どのような仕組みで行うのか、具体的に示していただきたい。(6)【渡邊委員(全国町村会)】</p> <p>○ 要保育度の認定と保護者の施設の契約という仕組みを、実際に市町村が行い切れるか。契約を尊重しつつ、しかし、施設に入れなかった場合、契約した方と、要保育度が高いのに受け入れ先がなかなか見つけれなかった方に関して、需要量が供給量を上回る都市部の場合、どのように対応できるかは、相変わらず課題としては残り続けるし、そのときの責任はどのように果たすことが客観的に妥当なのか。契約を直接される方とそうでない方とを、市町村がどのように平等に適切にすることができるかという仕組みについては、問題が残る。(6)【清原委員(全国市長会)】</p> <p>○ 現在示されている直接契約方式とは、各施設に保護者が申し込んで施設が選考し、場合によっては選抜を認め、直接契約を行う。入園できないと初めて市町村に相談し、市町村が調整に入る。直接、園との契約に至らなかった方が最後に市町村の窓口にとどり着く仕組みというふうに読める。この方式では、低所得者やひとり親など、リテラシーの少ない方ほど手順のステップが多くなり、優先順位が曖昧になるという意味で、現状よりもそれらの方に対する利用保障が後退するので、市町村の権限とセットで知恵を出さないといけない。(6)【中島委員(日本労働組合総連合会)】</p> <p>○ 応諾義務について明確に「幼保一体給付(仮称)」の中に示していただいたことは大変ありがたい。問題は、これが実効性として担保できるかということだと思うので、課題を一つひとつ精査をしていく必要がある。(6)【中島委員(日本労働組合総連合会)】</p> <p>○ 公的幼児教育・保育契約では、子育ての支援を支えていく専門員やコーディネーターをきちんと配置するべき。応諾義務については、正当な理由は限定すべき。例えば障害を持った子どもたちが排除されることが正当な理由になるような書きぶりはよくない。建学の精神については、例えば定員を超えるような選択の場合は、必要度の高い子どもから入園させていくべきであり、建学の精神とかいうのではなく、必要とする者が先に優先されていくべき仕組みをつくるべき。(6)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p>
--	---

- 障害を持った子どもたちを「すべての子ども」の中から排除しないことが重要。そのために、障害児加算の問題もあるが、12月10日の児童福祉法の改正の中で、障害児のための支援サービスを市町村が決定するに当たっては、ケアプランの作成を前置にすることが決まっており、ケアプランを作成する事業者の選定等に、幼保一体化と深くかわる、理解を持った方々あるいは事業者を指定していかなければならない。それに関連して、この際ですけれども、障害を持った子どもたちがこども園に入るときに、ケアプランが前置という形になるとするならば、それ以外の虐待を受けた子どもたちや貧困家庭の子どもたちについてもケアプランを前置にしていく。市町村の行政の責務の明確化、あるいは利用者支援の仕組みの中に、そうした点を検討してほしい。(6)【柏女委員(淑徳大学)】
- 保育の必要性の認定について、保護者が障害を負っている場合があったが、子どもが障害を負っている場合も大変保育に欠ける状況になっているので、是非追加をしていただきたい。(7)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- 応諾義務免除の特例は、かなり厳しく運用しないと子どもの排除が起こってしまうので、厳しい運用を市町村が関与して行うべき。(7)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- 保育の必要性の認定が就労と就労以外となっているが、従来どおり家庭の側の基準になっている。それも一つのポイントだが、加えて子どもの側の視点も要る。地域に子どもが少ないなどにより、仲間を通じての育ちを積極的に保障すべき状況にあるようなものなど、子どもの側の視点を入れる必要がある。障害のあるお子さんについても、現行では保育に欠ける障害児しか障害児保育の対象に国制度上はならないということになっているが、子どもの視点から育ちの支援とか、子ども、仲間を通じた、育ち合いを通じた障害の受け止めや工夫ができるとすれば、むしろ積極的に保育に欠ける要件を外して障害児の育ちの保障を明記すべき。(7)【山縣委員(大阪市立大学)】
- これまで市町村が申込みを取って自分の管内の施設に市町村の責任において割振り、市町村契約に基づいてやってきた。しかし、今回の案は、情報提示しながら認定書を交付して斡旋をしていき、それぞれの園との自由契約、直接契約ということになっている。市町村にとっては事務が削減されるためありがたい話だが、市町村の関与が縮小されるので、現場において園の競争原理が働いてしまい、すべての子どもへの支援を保障することについて危惧する点がある。また、競争原理を働かせると、「こども園格差」というものが出てくるのではないか。(7)【渡邊委員(全国町村会)】
- 契約方法の認定基準のところに求職活動及び就学等を入れて頂いたことはとてもうれしく思う。子育て支援をして

いると、「仕事を探したいけれども子どもを連れては求職活動ができない」というような悩みもよく聞くので、きめ細かく丁寧に制度を作っていただいていると感じる。(7)【金山委員 (マミーズ・ネット)】

2
給
付
シ
ス
テ
ム
の
一
体
化

○ 特別な支援が必要な子どもの保育は、現状では不十分な状況にある中で、今後本当に手厚くしていかななくてはならない部分だと思う。「特別な支援が必要な子ども」の受け入れという言葉の意味は、障害児と認定された子どもだけでなく、広い意味でさまざまな配慮や支援が必要な子ども全般のことと考えてよいか。とても個性が強い子どもや、発達に何かしら困難を抱えていながら障害児という認定もないという状況にある子どもたちをめぐって、その保護者と園との間にいろいろなトラブルが起きたりする。障害児と認定されていなくても、発達上大変さを抱えている子どもたちが、園から「うちは受け入れないよ」と外に放り出されてしまうような制度になってしまっただけでは困る。(7)【金山委員 (マミーズ・ネット)】

○ 市町村の責務として、調整、斡旋とあったが、本当に自由契約になったとき、需要と供給のバランスが整った自治体では非常にいい方法かとは思いますが、現在待機児を多く抱えている自治体にとっては、当面、市町村が調整することになる、その「当面」がどこまで続いてしまうのか、非常に不安だ。また、各自治体は地域の実情に応じたポイント制なりの選定の基準を持っている。そういう部分も今後十分いろいろお話をさせて頂き、御検討頂きたい。保育料の取り方も、今まで保育園は施設で保育料を取ることがなかったが、所得に応じた利用者負担を自分で管理して徴収する事務が発生する。幼稚園も今までは一律の保育料を徴収し、保護者はその所得に応じた補助を別途もらうということだが、所得の基準で保育料の差が出てきたりすることも考えられるので、自治体だけでなく施設の方とも十分話をした上で制度を進めていただきたい。(7)【濱中委員 (全国市長会、清原委員の代理)】

○ 全国知事会としての意見調整ができていないので、高知県の事情を踏まえた意見として、保育に欠ける要件から保育の必要性の認定に見直されることによって、都市部や地方の別なく潜在化していた新たな保育需要が一気に顕在化することが考えられる。この急激な保育需要の増加によって、施設や保護者に混乱が起きないように対策が必要。現在でも市町村などにおいては、保育者の確保に大変苦勞しているところであり、この一気に増加するであろう保育需要への対応に当たっては、財政措置は当然だが、供給体制、とりわけ保育に必要なマンパワーである保育者の確保対策も併せて行うことが重要。(7)【浜田委員 (全国知事会、尾崎委員の代理)】

○ 市町村の責務にどの程度影響が出るか、実務を含めて、現場の視点を含めてきちんと整理をしないと、直接契約だと市町村は楽になるという印象を持たれるとすれば問題である。「利用保障」の観点からも、利用調整や措置、ケ-

2 給 付 シ ス テ ム の 一 体 化	<p>スワークやコーディネート等の業務と責任が増える可能性の方があることに留意する必要がある。(7)【中島委員(日本労働組合総連合会)】</p> <p>○ 現状でも障害児等に対するの応諾義務はあるはずだが、現実的にはその受け入れ体制が整っていないという理由によって拒否しているという現状がかなりあると推察する。そのため、公立保育園や、専門的な支援ができる施設に要支援児が集中する。障害児に対して手厚いケアをすればするほど、その施設に集中していくということが起これば、その他の子どもの保育ということそのものがままなくなってくるおそれがある。応諾義務があるぞと役所の方から言われると、それでも受け入れざるを得ないというケースもあるので、現状の実態を見て、文言も含めて検討していただきたい。(7)【山口委員(日本子ども育成協議会)】</p> <p>③利用者負担</p> <p>○ 利用者負担については、現在、保育を利用している保護者たちの負担は4割程度になっているので、これをほかの基準並に1割くらいに下げていくべきだと思う。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>○ 保育料が自由設定となるかや、従量的な価格設定となるかも議論になると思うが、所得により排除される人が出てくるのが心配。これまで応能負担がきちんと保障されてきたので、どうやってこの問題をクリアするかをきちんと考えていただきたい。(2)【普光院委員(保育を考える親の会)】</p> <p>○ 利用者負担については、低率定額一律負担であれば賛同できる。但し、低所得者への配慮は必要。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】</p> <p>○ 財源確保が前提となつての制度改革だ。財源確保を勘案して利用者負担を決めるというような順番ではない。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】</p> <p>○ 保護者負担は、基本保育時間を超えるような時間になった場合には全額自己負担なのか、どうしても必要な部分で、幼保一体給付をはみ出す部分というのが出てくるのか、その負担がどのくらいになるのかが心配。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】</p>
---	---

- 上乘せや入学金、特別活動等の実費徴収を認めると、利用者負担を公定価格とした目的が失われてしまうのではないか。第1に、家庭の負担能力によって子どもが分断・排除される可能性がある。第2に、こども園（仮称）はやがて不十分な「幼児教育・保育給付」を別料金で補う運営が当然とされるようになるのではないかと。第3に、事業者がここに収益を求めることによって、保育所保育指針や幼稚園教育要領の理念とも乖離していく可能性があるのではないかと。（3）【普光院委員（保育園を考える親の会）】
- 応能負担の廃止は、待機児童対策や質の向上にとってマイナスにならないか、慎重な検討が必要。所得に応じる保育料負担が、低所得者の補助だけでは中間層が困る。一方で保育料を上げてもいいから子どもの環境は守ってほしいという保護者の意見もある。保育料が一律になるなら、家庭の所得によって子どもが排除されないように一律低負担に抑える必要があるが、そうすると全体に保護者の負担は薄くなってしまい、財源は更に悪化して待機児童対策や質の向上に悪い影響が及ぶ。現在、自治体がとっている保育料軽減策も十分に調査して、公定価格は慎重に設定していただきたい。（7）【普光院委員（保育園を考える親の会）】
- 現在の案では、市町村の立場は外側で、給付を出す認定をし、給付を出すということしか書かれていない。しかし、市町村も同じように公的契約の中であって、保護者と保育所と三者がそれぞれに責任を持つ、支え合うような関係だと思ふ。保護者が単にサービスの受け手になり、保育所がサービスの提供者になるという一方的な関係では保育の質が上がってこない。保護者も参画し、責任を持っていくこと、市町村もそこに関わってきて、こども園に関与するという事は当然である。その関係性を一度整理してみるといいのではないかと。三者は子どもの最善の利益のために連携する関係であるという密な関係をつくっていきたい。地域復活のためにも、保護者の参画を支援していくべきではないかと。（8）【普光院委員（保育園を考える親の会）】
- 保育料は、応能負担が望ましいのではないかと。子どもたちのために質の高い教育・保育が保障され、適切な関係が保障されるように、所得に応じて家庭も負担をしていくというようなことを考えれば、所得に応じた負担というのは今の時代、コンセンサスが得られるのではないかと。（8）【普光院委員（保育園を考える親の会）】

④価格設定

2 給 付 シ ス テ ム の 一 体 化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が安定的、意欲的に事業展開ができるような仕組みとするため、給付単価なども月額単価制にしていくことが大事であるし、保育料の未納に対する市町村の関与なども検討していくことが大事。(1)【柏女委員(淑徳大学)】 ○ 例えば経験豊富なベテラン保育者を多数雇用していたり、研修制度が充実している事業者に対する付加給付といったものも検討すべきであり、保育士等の配置基準や待遇も必要な改善を行うべき。(1)【柏女委員(淑徳大学)】 ○ いろいろな事業体に対しての公定価格をどのようにしていくのか。幼稚園の場合は現在利用料金が自由に決定できるシステムだが、その辺をどう勘案しながら制度化を組んでいくのか。施設運営や保護者の負担の問題と重要に絡んでくるので、ご検討願いたい。(3)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】 ○ 利用者負担及び価格設定については、公定価格を基本として、付加的な自由価格の設定は一定限度に抑える仕組みとする必要がある。特に低所得者に対しては、すべての子どもに幼児教育や保育を受ける機会を保障する観点から、国が統一的な対応を行う必要がある。また、障害のある子どもや非虐待児などを含むすべての子どもが決して排除されずに、平等に利用できるための仕組みづくりがなされなければならない。(5)【清原委員(全国市長会)】 ○ 公定価格を基本としながら、それとは別に現在でも例えば各幼稚園独自で徴収して行われている園服や、日曜日に英語をやっているということなら理解するが、制度の中に、自由に上限なしに取ってもよいという考え方を盛り込むことは、理念的に違う。(6)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】 ○ すべての子どもに就学前教育・保育を保障するために公定価格とすることは大原則だ。「特色ある幼児教育など付加的な幼児教育・保育を行う施設については、その対価としての上乗せ徴収を行うことを認める」という部分は、子ども園に取り入れていただきたくない。このような制度を設けることによって公定価格にした意味がなくなってしまうし、家庭が区別されてしまうことがある。また、不十分な給付を付加的徴収で補う制度になってしまうのではないか。付加的徴収をしなくても質のよい教育・保育ができる制度を求めるべき。さらに、付加的徴収は、付加価値をつくって利潤を求めていくというチャンスになることによって、親にわかりやすいが子どもの発達に合わないような早期教育合戦になってしまうおそれもある(6)【普光院委員(保育園を考える親の会)】 ○ 上乗せ利用料を払えないことが応諾義務を果たせない裏の理由になることにはやはり問題がある。幼保一体給付の中で差をつけることについては問題があるのではないか。入学金の徴収について、現在保育所では、入学金の徴収は
---	--

2
給
付
シ
ス
テ
ム
の
一
体
化

認めないということで現場では統一されている。しかし資料では、保育所から移行するこども園が、かつてのように入学金の徴収をしてもいいと、逆の理解もできてしまうことになる。これは利用者からさまざまな声が出てくるのではないか。(6)【山縣委員(大阪市立大学)】

○ 公定価格で必要な質・量を担保することについては評価したい。問題は、独自にブランド教育等を行う施設等については、例外的に上乗せの徴収を認めていくことは理解できるが、資料の絵を見ると、上乗せ徴収を行う施設が例外なのかどうか、ボリューム感も見えてこず、当たり前のように上乗せ徴収を行う施設とそうでない施設が混在するように見える。上乗せ徴収を行う施設は、低所得者の利用制限につながる懸念があるとともに、お金持ちとそうではない人のすみ分けというふうに見えかねない。また、上乗せ徴収が可能な施設で「低所得者には一定の配慮」というのは、論理矛盾ではないか。ここは是非、これからもう少しきちんと議論させていただきたい。(6)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

○ 応諾義務と公定価格はきちんと守られるべき問題だと思うが、プラスアルファ、公定価格のために低所得者に一定の配慮がなされることが公的な責任として極めて重要だ。実費徴収がなされる場合、低所得者に対してちゃんと給付を行うことも、質を上げていくために極めて重要。(6)【秋田委員(東京大学)】

○ 現在、幼稚園が上乗せ徴収を実際に行っている現状を見れば、現在のところは認めながら進めていくのが妥当なのではないか。OECDで既に幼保一体化を遂げた国のうち最も先進的と言われているスウェーデンは自由価格だ。ただし、一定の上限を求めている。ノルウェーも自由設定。ただし、すべての子どもに保障するためには、低所得者、必要とする人たちに対する公的補助は行う。保護者の選択として、自由部分についてはある種認めていくという形をとっている。先進諸国をまねればいいということではないが、現在あるそれぞれの市区町村の姿の中での保育を活かしつつということを考えれば、現状では質の一層の向上のための上乗せ等は認めることは妥当ではないか。(6)【秋田委員(東京大学)】

○ 公定価格について、「質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準の給付を」と書いてあるが、水準を確保するのであれば、付加的な幼児教育の内容や上乗せ徴収については、限定的に持っていくべきなのではないか。(6)【佐藤委員(全国保育協議会)】

○ 上乗せ徴収には納得がいかない。市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限って上乗せ徴収を認めると

<p>2 給 付 シ ス テ ム の 一 体 化</p>	<p>いうのも理由がわからない。上乘せが認められない事業については、より公共性の高いものと位置づけて財政的な優遇措置を設けるなどインセンティブがなければ、子どもの福祉が増えなくてかえって減ってしまうのではないかということをお心配している。(7)【普光院委員(保育園を考える親の会)】</p> <p>○ 上乘せ徴収に関連して、「市町村及び社会福祉法人以外のものが設置する施設」など、どういう施設かと付帯条件的な文言が付くべきではなく、一体化の議論はすべての施設で同じ方向で今後どう扱っていくのかという議論をする必要がある。(7)【秋田委員(東京大学)】</p> <p>○ 公定価格の問題で、職員の配置と子どもの保育時間を同一とみなさず、すべての職員の人材が、必要な保育時間と勤務する時間の違いを踏まえた価格設定をすることによって、研修や保育のためのさまざまな準備時間も保障され、質の向上に向かって設定されているというところは大変評価すべきところだ。(7)【秋田委員(東京大学)】</p>
--	--

3. 総合施設（仮称）の創設

（委員からの主な意見）

3 総合施設 の 創 設	<p>（1）総合施設（仮称）の基本的位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特別な支援が必要な子どもと保護者を確実に救済するソーシャルワーク機能の担保を確実に行わなければならない。また、被虐待児童や障害を有する子ども、貧困家庭の子どもが確実にサービス利用に結びつく仕組みとして整備されなければならない。事業者に入所の応諾義務を課すということは考えられるが、障害児保育の加算が貧弱な場合には入所が断られることも想定されるため、ソーシャルワーク機能やコーディネート機能を担うことのできる、事業者主体に対する支援も併せて考える必要がある。（1）【柏女委員（淑徳大学）】○ 幼稚園と保育所の社会的な役割を混乱させない仕組みを創設していく必要がある。（1）【柏女委員（淑徳大学）】○ すべてのこども園（仮称）に福祉的機能を提供させることが現実的か。役割分担が必要ではないか。（2）【柏女委員（淑徳大学）】○ 地域によりニーズの実態や課題が異なっているので、それぞれに対して的確な対応をしていくことが必要。（1）【清原委員（全国市長会）】○ 全ての施設をこども園（仮称）に統合するものではないということは確認させて頂いたと思っている。（2）【清原委員（全国市長会）】○ これまでは単に幼稚園と保育所を一緒にすることでこども園（仮称）という発想だったが、そうではなくて、インクルージョンや地域再生、幼児教育といった面での多様な連携を図るための仕組みの核となるこども園（仮称）があり、その核であるこども園（仮称）を地域で支えながら、色々なサービスが提供できるような施設とするべき。（1）【古渡委員（全国認定こども園協会）】○ 認定こども園の中でも、機能が若干異なる。ただ、本当に全部必要なのか、いろんな観点がある。こども園（仮称）
--------------------------	--

- については明確な意味づけをする必要がある。(2)【古渡委員(全国認定こども園協会)】
- 幼児教育と保育の質の向上という観点から、地域主権を尊重しつつ、制度設計や新システムの運用については、やはり国に責任をもっていただき、幼児教育、保育の水準や基準に関する評価については、都道府県に責任をもってやっていただく必要がある。(1)【古渡委員(全国認定こども園協会)】
 - 保育に欠ける状態の子どもがいなくなるわけではないので、児童福祉法に位置づけられ、児童福祉施設として保育を担ってきた保育所の仕組みがしっかりと残り、役割を維持することが必要。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】
 - すべての子どもたちが育つ地域によって保障される権利が異なることがないように、つまり、地域格差が生じないように最低基準は国が定めるべき。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】
 - こども園(仮称)の基本的な機能と役割は、①地域の子どもたちに必要な保育を提供すること、②利用している子どもと保護者を対象に子育てに関する必要な助言や相談援助、支援を行うこと、③地域の子育て家庭に対する子育て支援を行うことを必須とすべき。そのうえで、学童期の保育、病児・病後児への対応などを加味していくべき。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】
 - 用語の使い方が未整備だ。「幼児教育」と「保育」と「養育」といった言葉を併用していて分かりにくい。3歳以上の給付を「幼児教育・保育給付」、3歳未満を「保育給付」という分け方もおかしいと思う。この分け方が何を意味しているのかも分かりやすく解説して示してほしい。「保育」には教育が内包されており、「保育の質」というのは、子どもの生活の質のことである。(2)【佐藤委員(全国保育協議会)】
 - 日本の現状においては、子どものガードレールとしてのナショナルミニマムは絶対に必要。自治体は、経済効率から「子どもを詰め込む」方向に向かいがちであり、就学前教育保育についての理解が弱いために諸外国に比べて低い現行基準をさらに引き下げようとする者もあり、また地域には当事者、現場、子どもを代弁する立場の者が施策に参画する土壌がないため本当の地域主権にはなっていない。現状を見るべき。(2)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
 - 子どものセーフティネットとしての保育所の役割は失われないような制度設計とする必要がある。(1)【野村委員

<p>3</p> <p>総合施設の創設</p>	<p>(保育園を考える親の会、普光院委員の代理)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単に現状の幼稚園・保育所をくつつけるだけではなく、どのように充実させていくかということが重要。(1)【秋田委員(東京大学)】 ○ 施設的な側面、保育内容、保育・教育する保育者、この3点において国が基準をしっかりと作って、それを実現する施設をこども園(仮称)として認めていくことが必要であり、そのためのナショナルミニマムが必要。(1)【秋田委員(東京大学)】 ○ こども施設が、従来の認定こども園のように都道府県の条例で決められたようなものでよいかということは考える必要がある。ナショナルミニマムを明確に立てていくことが必要ではないか。幼稚園の預かりにおける養護、保育所における教育的機能の両方を高めるための制度の議論がなされる必要がある。(2)【秋田委員(東京大学)】 ○ ユネスコの調査・レポート等を見ても、自治体レベルで行う幼保一体化はうまくいっておらず、国をあげて議論していくことが極めて重要であるという報告も出ている。(2)【秋田委員(東京大学)】 ○ 子育て支援が、働く母親の支援という形でとらえられてきているが、一方で、親になっていくことを楽しむ母親たちというのも幼稚園の中にいる。親が親として育つことをこども園(仮称)でも認めていき、その多様な形態の在り方を認める中で、同時に公平性を保つことが重要。(1)【秋田委員(東京大学)】 ○ 幼児教育は生涯にわたる教育の基点であるため、幼児教育を提供する施設が学校教育体系の中にきちんとした位置づけを持つことが必要。それが子どもの幸せ、最善の利益、教育を受ける権利、学習権、さらには幸福追求権や生存権といったものに連なっていく子どもたちの権利を守ることである。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】 ○ 幼稚園・保育所の廃止ありきでは現場の混乱は必至。これまで積み重ねてきた多様な営みが国家権力によって破壊され、一つのものに無理やり収斂させられるという懸念がある。また、本当に収斂させるということであれば、それは我が国の憲法秩序に適合するののか。将来的に幼保が収斂されていくべきと思うが、あくまで現場からの積み上げで行われるべきであり、国家権力によって強制されるべきではない。現場の声を大事にしていきたい。(2)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】
-------------------------	---

- 学校教育として位置づけられている3歳児以上の子どもに対する幼児教育と、保育を必要とする子どもに対する保育を分けて考えていく必要がある。義務教育及びその後の教育の基礎を培うためには、幼児期の特性を踏まえた幼児教育をしっかりと行うことが大事。2歳までの乳幼児には手厚い保育の場や機会が必要で、3歳からの幼児教育では集団を意識した教育が必要。(1)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】
- 保育と教育の概念整理が必要。保育と教育は文化が違ふとよく言われるが、恐らくこれは制度や社会が生み出したものである。修正は可能であると思う。時間をかけて文化を一つにして、すべての子どもに共通の施設で向かうということが課題。(1)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 地方裁量型の認定こども園の移行については慎重に考えたい。(1)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 現在、特に過疎地等においては小規模保育所が多く、夜間保育所もほとんどが小規模保育所であるが、そういったところも制度に乗るようにすることを視野に入れておかなければならない。(1)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 幼稚園と保育所を一体化するのであれば、こども園(仮称)基本法であるとか、根拠法を新たに作ったうえで、その中にいろんな理念を含めて整理することが必要だと思う。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- その際、伝統的な幼稚園・保育所の文化の違いは何か、何をこども園(仮称)に含めていくべきかを明確にして、具体的にこども園(仮称)につながっていくような法整備が必要。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 選択ができる多様さが非常に重要なことで、自分の子どもにとってどこを選択した方が良いか、子どもにとっての幸せの選択、又は自分がどう生きるかということに対しての選択ができるというのは非常に重要なことである。何を一体化・共通化する必要がある、何を選択できるようにするか、見る人にもわかりやすいような制度設計をしていくことが必要。(1)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】
- 国が決めて上から押さえつけるものではないということだが、資料を見る限りそうとしか見えない。学校教育法・児童福祉法が持っているものをどのような形でこども園(仮称)に位置づけていくかを真剣に考えたうえで、イメージ図をもっとわかりやすく作り直して、しっかり説明すべき。あくまで幼保一体化には賛成であるが、一体化という

3 総合施設 の 創 設	<p>のは同じものになることではない。(2)【小田委員 (国立特別支援教育総合研究所)】</p> <p>○ 質を保つ仕組みはいろいろ考えられるが。幼稚園で障害児を受け入れるためにどうするか、保育所において今以上に幼児教育を重視するとすればどうするのか等の検討が必要。(2)【無藤座長代理 (白梅学園大学)】</p> <p>○ 紙の上でイメージを描くのは簡単だが、具体的にその施設の中身、サービスの内容はそんなにシンプルではないのではないか。こども園 (仮称) の外枠を考えるだけでなく、同時に中身も考えていった方が現実的だ。(3)【木幡委員 (フジテレビジョン)】</p> <p>○ 「無認可」や「認可外」という言葉は非常にネガティブイメージがあると思うので、そのワードはなくして、皆同一にサービスを提供するものとしてとらえられたらいいと思う。(3)【木幡委員 (フジテレビジョン)】</p> <p>○ 「認可」と「認可外」という言葉は利用者に大きな差異を感じさせる。同じく、「届出」と「認可」も大きな差異を感じさせる。(3)【山口委員 (日本子ども育成協議会)】</p> <p>○ 質の保証についてももう少し丁寧に具体的な形で示していただけると、皆の不安や混乱も少なくなって議論が進みやすくなるのではないかと。(3)【金山委員 (マミーズ・ネット)】</p> <p>○ 保護者にとっては、園の名称や制度上の違いは更に複雑化するよりシンプルな方がいいと思うが、その内容については幼稚園、保育所がそれぞれ積み上げてきた実践からそれぞれの特徴として出してほしい。家庭はそれぞれの園の特徴を見ながら、親の就労形態にかかわらず、わが子に合った園を選べるような制度になっていくといいと思う。(3)【金山委員 (マミーズ・ネット)】</p> <p>○ 幼稚園が0-2歳の保育を行うのは現状ではかなり困難。例えば医療スタッフの導入の問題や、設備の問題もある。よほど対応力があるところでないといけない。そう考えれば、1つはいい形の棲み分けの問題というのが考えられるし、もう1つ、例えば待機児を抱えている自治体では、保育所の幼児部門を幼稚園の長時間保育に移行できる環境にして、従来の保育園部門は更に乳児を中心とした保育の需要を受け止められるだけのキャパシティを持っていくということも考えられるのではないかと。但し、親は預けた保育園で卒園まで行かせたいという心理が強くなるので、単純に量的な関係だけを算数的に把握してもいけない。議論を積み重ねながらソフトランディングを図っていくというこ</p>
------------------------------	---

<p>3</p> <p>総合施設の創設</p>	<p>とが必要。(3)【酒井委員(全国市長会、清原委員の代理)】</p> <p>○ 保育サービスの利用時間について、多様な保育ニーズに対してどういう考え方で対応していくか。4時間とか6時間とか、いろいろなニーズが出てくると思う。(3)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】</p> <p>○ 幼稚園と保育所を「こども園(仮称)」という一つの規格に無理やり押し込めるのではなく、どのぐらいが現実的な許容範囲なのか議論し、一定の独自性や個性をもつ幼稚園と保育園については多少の差別化は認めていくような形とし、全体としてはこども園(仮称)の仕組みに寄せていくような方向づけが議論できたらいい。(3)【中島委員(日本労働組合総連合会)】</p> <p>○ かなり多くの幼稚園は預かり保育を行っているが、更にそれを充実させていく。つまり、幼稚園が福祉機能を充実させることや、保育所は既に幼児教育を行っていることはわかるが、法的根拠は今のところ明確ではないので、それを明確にしつつ、保育所における学校教育法で言う教育機能を充実させるということも必要な方向であろう。(3)【無藤座長代理(白梅学園大学)】</p> <p>○ すべての子どもを対象に質が確保された保育と、必要な量の保育が保障される仕組みであること、また、こども園(仮称)が地域のすべての子どもを対象に必要な保育を提供すること、利用している子どもと保護者を対象に子育てに必要な相談・助言・支援を行うこと、地域のすべての子どもと保護者に必要な相談・助言・支援を行うことを必須とすることに加えて、地域のニーズに応じて学童期の子どもに対して必要な養護を提供する機能等、多様なサービスを提供する機能を加えていくべき。そのためにも、子どもを主体とした制度を構築すべきであるし、地域の子どもの育ちと子育て支援の拠点として位置づけるべき。(4)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>○ こども園(仮称)は学校教育法の1条学校、児童福祉法上の児童福祉施設、社会福祉法上の第2種社会福祉事業として、ともに位置づけられる仕組みであるべき。(4)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>○ 質を向上していくというインセンティブも働くような仕組みを制度の中に組み込むことが必要である。例えば、こども園(仮称)になったらこういうサービスの質も向上するんだというインセンティブや、職員の勤続年数や雇用形態、研修等を加味したインセンティブを設定すべき。同時に、そういうことが保障される単価設定を、検討すべき。(4)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p>
-------------------------	--

- 教育に関する最大の課題は、幼稚園が急激に減少していることと、幼稚園がない地域では保育所保育指針に基づく教育しか提供できていないこと。今が保育所においても教育を組み込むチャンスではないか。そのため、保育所における教育を、研修時間の確保等も含め、法律上、実践上も幼稚園と同等の位置づけにする必要がある。(4)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 認定こども園は無論のこと、保育所、幼稚園現場においても優れた取組みがある。一体化に踏み出すに際して何が課題であって、そのうち制度的に解決すべきものと、実践的に解決すべきものを区分けし、ここではできるだけ制度的に解決すべきものをしっかり議論すべきではないか。それができ上がれば、あとは実践の例で一生懸命勉強していけばいい。(4)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 幼い子どもの教育を考えると、発達に依るという視点を非常に大事にしなければいけない。保育と教育はどちらも大事だが、3歳児以上からの環境による教育、遊びを通した豊かな学びを保障するということが、非常に大事にされるべきではないか。是非、優れた幼児教育をすべての子どもたちが受けられるようなシステムを、皆さんで考えていていただきたい。(4)【池田委員(全国国公立幼稚園長会、大橋委員の代理)】
- 保護者の多様な選択肢として、幼児教育の専門機関であり現行の学校教育法に位置づく幼稚園を是非残していただきたい。地域に子どもが減り体験が不足する、また、安全・安心の面からも3歳になったら幼稚園に入園させたいという希望を持っている保護者はたくさんいる。保護者の多様な選択肢として幼稚園を残していくということは、多くの国民の素直なニーズに応えることである。(4)【池田委員(全国国公立幼稚園長会、大橋委員の代理)】
- 歴史的には、保育所、幼稚園のいずれも、養護と教育の体系を含めて保育という言葉を使ってきており、その理念が極めて重要。世界各国でいう教育の義務化というのは、国が保育を保障することによって質を上げていくという意味でのユニバーサル化を大事にしている。エデュケーション・アンド・ケアを教育としてユニバーサル化していく方向というものを皆、考えているということをお願いしたい。(4)【秋田委員(東京大学)】
- 将来的には幼保は融合していく方向性であるとは考えているが、現場の営みや交流から自然発生的に積み上げ方式で築き上げていくということを是非大切にしていきたい。国家権力的に、強制的に行うものではないという方向性は堅持していただきたい。(4)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】

- 伝統的なものは可能な限り継承発展できるようなシステムにしてほしい。それを踏まえた上での一体化構想が非常に大事。(5)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 子どもの数の減少及び女性の就労の増加、幼稚園・保育所への需要の減少を視野に入れて、10年から15年後の状況をイメージして制度設計する必要がある。(5)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 全ての施設で子育て支援がきちんとしたシステムで動かせる体制づくりが必要。(5)【古渡委員(全国認定こども園協会)】
- 3～5歳の集団教育はとても大事。その教育をしていくためには、公共性の高い国が中心となって、子どもをどのようにしたらいいか考えてほしい。幼児教育、保育の質維持・向上を制度として構築されるようお願いしたい。(5)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】
- 子どもの育ちや保護者の子育ての実態を反映するように、地方の現場は随分変わってきていて、そこに後付で制度がきていたような気がする。しかし、制度が整わない中で、幼稚園・保育所の自助努力で行われてきているものは、現場の先生や子どもたちにいろいろな面で負担がかかっている点は否めない。本当に子どもにとっていい保育とは何かを現場を考えたいが、その前に園児募集を意識した保育を考えなければいけない現実がある。そういう園が増えるのはよくないので制度をきちんと整えてほしい。(5)【金山委員(マミーズ・ネット)】
- 保育や教育は、0歳から就学前、あるいはそれ以降まできちんと継続して発展していくものであって、3歳児以降がどうというように輪切りにすべきではない。また、こども園は、小規模であろうと大規模であろうと中規模であろうと、基準を満たしたものについてはこども園という形で統一するべき。規模に関係なく、あるいは子どもが0歳か未満児かということではなく、こども園という形で大きく括っていく必要がある。希望するところは、こども園の基準を満たせば名称を名乗ることも含めて施設として認めていただきたい。(6)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 「幼児教育」という言葉がどうしても引っかかる。0歳から6歳までのこども園を検討しているのに、なぜ幼児教育という言葉にいつまでもこだわるのか。「就学前教育」と言いかえたらどうか。(6)【普光院委員(保育園を考える親の会)】

3

総合施設の創設

- すべての園を一つの法律の下にこども園として位置づけ、幼児教育機能しか果たさない施設、福祉機能しか果たさない施設を附則等で、当面の間、例外施設として位置づけるという考え方はできないのか。(6)【山縣委員(大阪市立大学)】
- すべてのこども園を学校教育法に位置づけることに賛成。その場合、こども園においては3歳以上に対しての学校教育法に基づく教育と、保育所保育指針に基づく0歳児からを対象にした教育の2つが存在することになるが、これらについては是非子ども指針に関するワーキングの方でしっかり検討していただきたい。また、保育所からこども園に移行する施設には、少なくとも義務教育の基礎を培う教育を実施できるような人的整備、あるいは研修時間の確保などが必要ではないか。(6)【山縣委員(大阪市立大学)】
- すべてのこども園を児童福祉法に位置づけることに賛成。この場合、社会福祉法にも位置づけられることになる。そうすると、幼稚園からこども園に移行する事業者については、社会福祉法上の規制や制度が適用される。幼稚園として継続される場合の預かり保育も、福祉事業なので、恐らく社会福祉法に位置づけることになるのではないかと。ただし、幼稚園から移行したこども園が、預かり保育的なものを行うのが福祉であるという認識は狭い。(6)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 現状でも、幼稚園なのか保育所なのか、認証保育所なのか認可外なのか、利用者も行政の方もわかっていない。そんな仕組みの中で、また新たにいろいろなものが生まれてくることは混乱を招くだけだ。イコールフットィングしないで新たなものができた場合混乱が起こるし、今でも実際ある。保育士と幼稚園教諭では、幼稚園の先生の方がステータスが高いのではないと言われることもあるが、制度の枠があると必ずそこに格差のようなものが生じてくる。それでは「すべての子どもに」という形でインセンティブが働くとは思えませんので、1案のように、すべてが同じような形で進めるようお願いしたい。(6)【溝口委員(日本子ども育成協議会、山口委員の代理)】
- 保育と幼児教育という語、それぞれの制度が抱えるイメージがまだ不明確だ。質の高い保育・教育の一体的展開をするためには、その内容はどうか、それを実現していくために制度がどうあるべきなのか、それをすべてに保障するためにどう量的に拡大していくのかと、秩序として論理的に議論されるべき。(6)【秋田委員(東京大学)】
- 質の向上については、研修時間等はきちんと確保していただきたい。また、今回の目的を考えると、満3歳未満児

<p>3 総 合 施 設 の 創 設</p>	<p>の受け入れを義務づけないというのは撤回すべきではないか。量的な拡大と言いいながらここを外してしまうことは矛盾が生じるのではないか。(6)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>○ これまでは施設類型、サービス類型ごとに特徴を持ってすみ分けをして、その中ですべての子どもをすくい取ってきたが、これからはこども園という形にほぼ収束していく形になると、こども園にいろんなタイプが出てきたり、その間に落ちてしまってサービスを受給することができない社会的排除が生じてしまう危険性がある。例えばこども園では臨時休業の制度がなくてもいいということがもし起こったとすると、災害時に災害復旧に当たる方々や、そこでケガをした方々のケアをする医療スタッフの子どもたちを見るところがなくなってしまったりするので、そうした排除がなされないような慎重な議論をしていくことが必要。(6)【柏女委員(淑徳大学)】</p> <p>○ 従来の幼稚園は残り、かつ0-2歳の保育所は保育であって教育という位置づけではないというのは、大変わかりにくく、一体化とはほど遠い中途半端な制度なのではないか。これには賛成ができない。0-2歳の保育園を利用する子どもだけがまた教育の外にはじき出されて、今まで以上に教育的要素がないことが強調されている。全部こども園と呼ぶならば、この部分も教育的要素を入れた同じシステムでやるべき。また0-2歳を扱う保育園を増やしていかないと待機児童の解消にはならない。(7)【木幡委員(フジテレビジョン)】</p> <p>○ 従来の幼稚園がそのまま残る点について、数十年後の幼稚園を考えたとき、経営が成り立たない園が更に増えることが予測されているのであるならば、早くからそれを視野に入れた新しい制度をつくっていくべき。既に地方、あるいは一部の都市部では、自然発生的に一体化の動きが進んでいる。是非、働く親も利用しやすいような形に変わってほしい。(7)【木幡委員(フジテレビジョン)】</p> <p>○ 3歳未満児の受け入れを義務づけないというところは是非撤回し、そこを強力に進めていくべきだ。今でも保育を受けることができないでいる子どもたちがおり、最優先で課題としてここに取り組んでいくという姿勢を示すべきで、大前提の待機児童解消というところは、まず真っ先に入れないといけない。(7)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>○ 教育なのか、養護なのか、保育なのか、用語をきちんと整理しないと、日本のこれからの乳幼児教育というのは更に混乱を続けていってしまう。現場からすると整理が必要。(7)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】</p> <p>○ 3歳未満が乳児保育所という形で分離された場合、児童福祉法に書かれている教育はどうなるのか。何でまた差別</p>
--	---

<p>3 総合施設 の創設</p>	<p>的に扱われなければならないのか。(7)【菅原委員（全国私立保育園連盟）】</p> <p>○ 「こども園」は地域の子どもたちのために、子どもの最善の利益を考慮し、事業を行うものであることを、法律に定めてほしい。3歳以上か未満か、親が働いているかどうかにかかわらず、地域の子どもの福祉のために事業者が積極的に働き、それが社会的に認められ、報いられるような制度にする必要がある。すなわち、民間事業者が行うにしても、こども園は私営ではなく公的な事業であるということを明確に打ち出す必要がある(7)【普光院委員（保育園を考える親の会）】</p> <p>○ 新提案は制度上は三元化、保育所が非常に少なくなるので、結果としては二元化になるのではないか。そうすると、実現するのは財源の一元化のみであり、結局将来像が幼稚園とこども園という新たな二元化を提案するというのは自己矛盾ではないか。(7)【山縣委員（大阪市立大学）】</p> <p>○ 国立大学は今後も幼稚園として残るといった話があったが、少なくとも次の時代の中心となるこども園の保育・教育実践の充実については、幼稚園教諭養成を含む保育者養成系の大学、とりわけ国立大学の役割が非常に大きい。むしろ国立大学の方がこども園を設置し、保育・教育内容あるいは働き方等の先駆的な研究実践をされるのが筋ではないか。今の国立大学は保育所を持っているところはほとんどありませんので、結果としてこども園に関わる専門家が出てこない、あるいは研究者が出てこないことになる。(7)【山縣委員（大阪市立大学）】</p> <p>○ 保育所を残さず、3歳未満児のみの施設もこども園と位置づけ、学校教育法に基づく教育は難しそうだが、教育を行っていることを、こども指針レベルではなくて法的に明確に明記すべき。(7)【山縣委員（大阪市立大学）】</p> <p>○ 事務局案では、同じ0-2歳児でも、3歳以上も対象とする「こども園（仮称）」と0-2歳のみを対象とする「保育所」に行く子どもに分かれてしまうので、利用者や従業者の目から見てわかりにくい。しかも、0-2歳のみが法的解釈が違うという説明はあったが、同一年齢で給付もサービスも同一なのに、0-2歳のみ施設だけ「こども園（仮称）」を名乗れないことは利用者には理解しにくい。本来の幼保一体化の理念、目的を勘案しても納得できない。年齢による切り分けで「こども園（仮称）」を名乗れないと、近い将来、社会の中での受け止めが違う施設になってしまうことが起こりうる。子どもを預ける親にとっては3歳時点で転園の必要のない0-5歳のフルパッケージの「こども園（仮称）」をまず希望するのは当たり前であり、保育士や幼稚園教諭は就職する際に大規模型の方が融通が利くので、そちらを希望すると思われる。結果的にフルパッケージの「こども園（仮称）」に入れない方が0-2</p>
---------------------------	--

3
総合施設の創設

歳のみ保育所に集中するとともに、差別化が起こっていくことを懸念している。待機児童の8割が0-2歳に集中している現状において、事務局案で本当に待機児童の解消や幼保一体化に資するのか。(7)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

- 0-2歳が保育所という位置づけは、一般的な保護者、御利用者からすると全くそこはイメージできない。今も0-6歳は保育園という名称で養護も教育も行っているのに、ここだけがなぜ保育園として残るのか。また、0-2歳の育ちがその後の教育・生活に非常に大きな影響を及ぼす。待機児童の問題もあり、0-2歳の保育園があってもいいが、こども園として同じように枠組みの中に入れていただきたい。(7)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】
- 法的体系で言えば、児童福祉法並びに学校教育法の両方に位置づく制度をこども園と呼ぶことを目指している。途中経過はさまざまな形態があるが、最終形はそこにいく方向を目指して議論していく。そのための義務として努力をいろいろしていくということが必要だ。(7)【秋田委員(東京大学)】
- こども園は、乳幼児期全体において、養護と教育を一体的に行う保育を展開する場である。しかし、法律的には、児童福祉法上、従来型の幼稚園、つまり預かり保育等を行っていないところは児童福祉法上の福祉とは言い難い。また、3歳未満について学校教育法上の学校教育とみなすことも難しい。学校教育法上の扱い及び児童福祉法上の扱いを根本的に変えるとなると、少なくともこのワーキングチームなどの議論のレベルではなくなり、5年、10年かけて根本から見直す必要があり、一体化を急ぐ中でやることは難しい。同時に、学校教育法上で学校教育と呼んでいるものは3歳以上のすべての子どもについて適用されるべきである、というのは、一体化の理念の下で生まれた考えだ。そういう意味では、3歳以上の子どもがどこに行こうと学校教育法上の幼児教育を受けるということが極めて明確になる。そういう意味で、結果的にはいわゆる乳児保育が保育所として残り、あるいは預かり保育などをやらない幼稚園が純粋な幼稚園として残るという案になっていると理解している。(7)【無藤座長代理(白梅学園大学)】
- こども園はどうあるべきかを考える際、幼稚園教育要領と保育指針を更に高めた形で1つのものをつくろうとしているので、その議論をきちんと大事にしてほしい。(7)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- こども園法を作り、その中に学校教育法と児童福祉法をきちんと位置づけることが必要。(7)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

3

総合施設の創設

- 目的の違う3つの施設を作ろうとしているが、法律が違うのに、全く同じ目的で存在するとは思えない。3つの施設があるのに指針が1つというのは非常に混乱を招く。今すぐは無理だと思うが、将来的には一体化していかないとわかりづらい構造になっている。幼稚園教育要領と保育所保育指針も目的が違うから別立てであって、しかし子どもの共通項があるからすり合わせをしよう、というのが精一杯ではないか。(7)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 0-2歳もこども園法に位置づけることは可能ではないか、またそうすべきではないか。子どもの育ちの連続性を考えても、1つの法律の中でそれを法律的にも担保していく。そのためには、0-2歳もこども園に位置づける。そのときに、学校教育法上の教育を適用するのは確かに難しいだろう。学校教育法に位置づけられないけれども、こども園法に位置づけ、なおかつ児童福祉法等に位置づけていくという構造ではどうか。(7)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 「教育」という言葉は、保育領域と教育領域の言葉で違う。あいまいな言葉は使うべきではない。用語について議論をした上で丁寧な議論をしていかないと、制度論が現場とか臨床をどんどん侵食していつてしまう。そういう意味で、これから幼児教育という言葉は使わない方がいい。学校教育保育給付でもいいが、幼児教育という言葉は混乱のもとだ。(7)【柏女委員(淑徳大学)】
- 「教育」の概念整理をする必要はあると思うが、何かに決める場合には共通認識を図るための作業を何回もやっていただかないと前に進まない。0-2歳の教育については、いわゆる2歳児特区において国としての検証が既になされている。満3歳に満たない子どもに対する営みは、集団教育にはなじまない。それ以上に学校教育法体系の大幅な改定まで踏み込むのであれば別だが、そうでないならば、3歳児以上が学校教育であり、2歳児未満の保育所にはなじまないという整理を支持する。(7)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】
- 学校教育法、児童福祉法という法律はとても大事なもので、法律が必ずきちんと位置づくことで子どもを守ることができる。子ども給付という言葉にするとか、言葉をもう少しきちんと整理していくことで、一体化が持っている意味は何か、それが法的にどのような位置づけになって、どう子どもにとって大事なのかということ整理し直すことが大事だ。(7)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】
- こども園法があって、その下に児童福祉法と学校教育法があるというのはおかしい。学校教育法の前に教育基本法が存在していて、教育基本法があって学校教育法、児童福祉法というのが子どもをずっと守ってきた。だから、こども園法というのは児童福祉法や学校教育法を支えて、より豊かなものにしていく新たな制度としてのこども園法であ

3 総合施設 の 創 設	<p>って、こども園法が上にあって下に学校がくる、児童福祉法がくるという概念はおかしい。(7)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】</p> <p>○ 実際に3歳未満児を外して制度をつくってしまったら、現場が学校法上の教育だとか、児童福祉法上の教育だとか、そういったことの説明などはまずできない。偏見とか差別、3歳未満児の施設であれば教育を行ってもらえないんだといったイメージをどうしても残してしまう。どうしても法制度上こども園の中に3歳未満児も入れられないのか。(7)【山口委員(日本子ども育成協議会)】</p> <p>○ 制度案要綱の基本は、それぞれの垣根を取っ払って新しい幼児教育と保育の提供をしてこども園化しようというもの。それを考えれば、一体的な給付との整合がきちんと取れてくるはずだ。保育園だから、幼稚園だからということではなくて、こども園に一体化するという前提があるので、それを再度確認したい。(7)【渡邊委員(全国町村会)】</p> <p>○ 就学前の子どもたちの教育がとても大事という話が出て、こども園が就学前に一緒に教育の場で子どもたちが関わる場として議論が進んでいることは、子どもたちにとっては望ましい場であると思う。子どもを預かる時間だけではなく、職員の時間について、研修や設定時間数だけではなく、必要な職員の配置の中で勤務する時間などを明記し、保育士の先生たちも研修の時間の確保だとか具体的に出されていることが良かった。(7)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】</p> <p>○ 質の高い施設というのはどういうものを言うのかわからない。例えば、今アレルギー対応の子どもがたくさんいるが、その子たちも受け入れなければいけない。その質の高さは、給食をきちんとやらなかったら無理だ。そういうことも踏まえて考えると、大きな法律で決めなければいけないことはわかるが、実際に大きなずれがたくさんある。例えば国公立は、一番研究してきちんと提案してもらいたい場所がやっていないとなると、現場サイドで言うとうそく不安だ。(7)【古渡委員(全国認定こども園協会)】</p> <p>● 「学校教育」と「保育」について、狭い意味での法律上の学校教育と児童福祉法上の保育というふうに文言を整理したのはわかる。しかし、子どもは教育の受益者ではなくて学びの主人公だと思うが、そういう意味で、子どもにとっての生活と教育は切り分けて議論をするべきではない。(8)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>● 幼稚園、総合施設、保育所をすべてこども園と呼ぶと、利用者にとってはやはりわかりにくいのではないか。給付</p>
--------------------------	--

3

総合施設の創設

をこども園給付として、どの類型にもここから出していくというのはわかるが、それでいながら幼稚園、総合施設、乳児保育所があるという仕組みというものが、利用者にとってはわかりにくい。真の意味での幼保一体化というものが、いわゆる総合施設しかないというところも正直わかりづらい。(8)【佐藤委員(全国保育協議会)】

- 現行の幼稚園の預かり保育に対して児童福祉としての位置づけを付与すると書いているが、保育を必要と認定された場合という限定が付いての児童福祉のような気がする。現行の幼稚園の預かり保育のすべてが児童福祉ではなくて、保育の必要性を認定された場合のみというふうにただし書きでも入れてもらわないと、書かれていることの拡大解釈をされてしまう。また、「標準的な教育時間」を3歳以上すべてに付与するというのであれば、「標準的な学校教育時間」は付与するというふうに限定的に読み取らないと理解不能だ。(8)【佐藤委員(全国保育協議会)】
- きちんと質を担保して質を向上させていくための財源は設けていただくこと、最低基準等の改善が含まれるような仕組みであること、就学前の時期を3歳で分断することのないような、子どもたちの育ちの発達の連続性に留意した仕組みを再度検討していただくことをお願いしたい。(8)【佐藤委員(全国保育協議会)】
- 基本制度案要綱の内容を考えると、今日の説明で幼児教育法、学校教育法、そして児童福祉法というような形で位置づけがあったが、これまでの議論との整合性と、これから制度設計、法律化していくものは、果たして整合がとれているのか。(8)【渡邊委員(全国町村会)】
- 名称について、今日の説明では総合施設という言葉が出てきた。質の担保のための客観的な基準を満たして、指定された施設の総称をこども園としてこれまでどおり継続していくという整理はされていたが、学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設というイメージだけが先行してはいないか。具体的な制度設計がまだ伴っていないのではないか。今の段階になって、なぜこの総合施設という言葉が出てきたのか。そのあたりが少し不可解だ。(8)【渡邊委員(全国町村会)】
- 一つの施設に全部を網羅するという形になると、様々な子どもたち、一人ひとりのとても有能な子どもたちがいるのに、それが見えなくなってしまう。そのことについては気をつけましょうと何回も言ってきた。将来的に少子化が進み、1つの施設になる可能性は十分にあるだろう。ただ、必ず生きていかなければいけないのは、学校教育法と児童福祉法だ。一体化の話の中でも、両方とも絶対に生きていかなければいけない。今日の資料には、かなりの理念がきちりと出てきているものと思うが、これ以上施設を一体化するようなことの議論に持って行ってしまっていると、子ども

<p>3 総合施設の創設</p>	<p>たちが見えなくなってしまう。(8)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満児も教育は行われているのだということは必ず明確にしなければいけない。今、保育所保育指針には書き込まれているが、3歳未満児には教育がないと言ってしまうと、これらの子どもの発達に欠かせない保育内容を否定することにもつながりかねない。実践者に対しても、食事や排泄の世話だけをしていればいいという誤解も与えかねない。今回、学校教育法の適用を受けているということ直接的に学校教育と言っているが、乳幼児期の保育というのは教科を教えるのではなく、子どもが生活や体験を通して自らの主体性で獲得していくのだという、その定義づけを「学校教育」という言葉が否定してしまうのではないか。(8)【普光院委員(保育園を考える親の会)】 ● 施設を区別してはならない、施設を区別することで差別意識が生まれるみたいな意見もずっとあったが、利用者からは、一定の明確にされた基準と施設の種別名が対応していないと、すごく混乱する。同様の基準を満たし、同様の公的な関与及び給付が行われている施設に同じ公的名称を付すというような形にしてほしい。こども園にふさわしい基準はナショナルミニマムできちんと引いていただき、そこにそれを行うに足るだけの給付をきちんとしていただくことによって、一つの国が保障するシステムが一つの名称で、すべての子どもに質の高い教育・保育という形で実現するのだと思う。(8)【普光院委員(保育園を考える親の会)】 ● 教育と保育、学校教育ということはかなり整理されていることは評価する。乳幼児期の養護と教育と、学校教育とのつながりは明確にしなければいけないが、内容的にはかなり違う。これをどうやって法律的な、あるいは内容の中に入れ込んでいくのかを明確に見えるようにしていただきたい。そうしないと、現場の保育士や利用者たちが、結局は学校教育で保育所は統一化されていくのかという不安感がでてくるのではないか。(8)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】 ● 差別、区別のない乳幼児の制度をつくるという意味で給付をきちんと整理していくこと、名称は統一化するが実際の中身はそれぞれの個性を活かせることもきちんと保障すること、今よりもよりよい基準をつくっていくことが見えるような制度設計を責任を持ってやっていかないといけない。(8)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】 ● 総合施設(仮称)の案について、「幼児教育」という言葉の使われ方の整理が不十分である。また、「現行の幼稚園の預かり保育に対して児童福祉としての位置づけを付与する」について、預かり保育が児童福祉かどうかではなく、児童福祉になるために預かり保育をどのように質を高め、きちんと保障することによって児童福祉として位置づける
----------------------	--

3

総合施設の創設

ことができるかを議論することが、質の保障のために重要。乳幼児の保育というのは行為としては保育しかあり得ないのであり、「学校教育」という言葉にはとても抵抗を感じる。乳児から、養護と教育が一体となった保育という営みが、保育所、幼稚園いずれでもなされてきている。幼稚園でも養護がないのかと言えばそうではないので、両面を書き込む形で、制度的に法律上で説明をせねばならないための使用部分と、保護者や保育者に対して説明していくことも指針等できちんと今後用語使用を詰める必要がある。(8)【秋田委員(東京大学)】

- 「学校教育」という言葉を使っていたことによって大変よく頭が整理された。どこの施設にいても3歳以上の子どもが学校教育として集団の作用を効果的に働かせた教育を保障できる。そういった意味で、この言葉を使うことは非常に大事なことだ。0歳～2歳、3歳～5歳と、育ちでそこに切れ目があるとは思っていないが、0歳～2歳の本当に身近な大人に本当に愛情深く支えられて育つ個別対応の教育と、集団の作用で体験を豊かにしていくような学校教育としての幼児教育を整理していくことが非常に大事だ。(8)【池田委員(全国国公立幼稚園長会、大橋委員の代理)】
- 「子育て相談など必要な支援を行う」という言葉で家庭支援が書かれているが、家庭に必要な支援というのは子育て相談だけではなく、保育や学校教育への保護者の参画、未就園の子どもたちと保護者が地域、コミュニティにつながっていくという地域への参画も支援しているし、拠点は子育て家庭にとってのもう一つの居場所であるという役割を考えると、「子育て相談など」の「など」に集約してしまうのではなく、違う役割も果たしているということも分かる表現をしていただきたい。(8)【金山委員(マミーズ・ネット)】

<p>3 総 合 施 設 の 創 設</p>	<p>(2) 複数案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今見たばかりで論点を十分に検討していないが、直感的には案4が妥当かと思う。幼稚園、保育所が長い実践の歴史を刻んできた根底にあるミッションは、視点の当て方がずれており、それぞれがすごく大事だ。これを無理に制度的に合わせていくというのは妥当ではない。それぞれのミッションが最終的には明確に出て、その役割を果たせていくシステムにした方がいいのではないか。そして、その中で内容についてできるだけ合わせていくというやり方をするのが妥当ではないか。(3)【柏女委員(淑徳大学)】 ○ 複数案は、教育とか保育の質の維持、向上に対する現場の熱い思いを受け止めていただいたと思う。感謝申し上げる。多様な教育とか保育の形態が示されたということを踏まえ、全国国公立幼稚園長会として、これから子どもや保護者にとってよりよい就学前教育の在り方について十分考えていきたい。(3)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】 ○ 案1が時代の要請に合ったものであり、生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児期の教育、保育について、すべての子どもに質の高いものを提供していくという点で非常に理解できるもの。一方で、一体化を急激に進めるということになると、現場に混乱が起きて子どもの発達にも悪い影響を与えてしまうことには留意する必要がある。案5は、幼保一体ということで議論をしている中で、現行の幼稚園制度がそのまま残るのではないかという意味で、少し懸念を感じている。(3)【渡邊委員(全国町村会)】 ○ 市町村は公立幼稚園、公立保育所といった公的機関を運営するという、地域に不可欠な役割を担っている。その点、公立と民間の共存共栄を考えていくためには、それぞれ主義・主張があるのは認めた上で、互いに歴史ある幼稚園、保育所を運営してきたことを踏まえて、互いにどう歩み寄っていくか、妥協することも大事。(3)【渡邊委員(全国町村会)】 ○ 利用者側から見れば、「こども園(仮称)」「こども施設」「幼稚園」「保育所」と、色々な名称があるのがわかりにくい。すべての子どもに対して同じようなサービスをということであれば、名称はできれば統一をしていく方がいい。(3)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】 ○ 法的に案2はあり得ず、案5のような形になることが望ましいとも思えず、案1は現実的には30年後などにならないとあり得ないとすると、もう案3か案4しか残っていかないという形が見えてくる。(3)【秋田委員(東京大学)】
--	---

- 案2と案5については、一体化に関わるような議論としてはナンセンスなものではないか。(3)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】
- 案1はシンプルだが、シンプルになることには大変問題がある。子ども一人ひとりの良さは全然違う。そのよさと可能性を見つけていくとき、一つの方向の中に入れてしまうことによって見えなくなることが多い。保育所と幼稚園が一体化できなかった理由は、それぞれが必要であり、うまくかみ合っていたからだ。一体化というのは施設や名称が一つになることと誤解してはいけない。今まで幼稚園と保育所が、お互いを必要として認め合いながら一生懸命やってきたものが、この一体化の議論の中に活かされているので、それはすごく大事にしなければならない。(3)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】
- 特別支援学校の幼稚部は、案3、4であれば十分に入り込めるし、今のままで非常に必要なものが活かされると思う。(3)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】
- 世界に誇る質の高い保育を希望するすべての子に、というのが、5つの案でどうしたら達成されるのかが分からない。子どもたちに質の高い保育を保障していくために、どんな基準を設けるか、課題はどこにあるのか等をまず意見交換しなければならないのではないか。量的な拡大に関し、参入をしていくときに懸念されることも確認していった上でそういう議論をしていくと、このイメージのどれかに落ちていくのではないか。(3)【佐藤委員(全国保育協議会)】
- 案3、4は、いろいろな意見を集約し、急激ではなく、実態も含めて柔軟に対応できる案ではないか。(3)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 多様な案を示していただいたことに深く感謝する。案の課題等をじっくり吟味させていただきたいと思っているので、この場ではどの案がということは差し控えさせていただきたい(3)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】
- 幼稚園も保育所もさまざまな優れた実践を行ってきており、それをどう維持していくかを最大限に考える必要がある。そういう意味で、これまでの実践を活かすという意味でのソフトランディング、現場での工夫をしていく時間的なゆとりが必要である。具体的には案の3か4辺りだろう。(3)【無藤座長代理(白梅学園大学)】

- 案1は本来の幼保一体化の趣旨には合うかもしれないが、拙速に幼保一体化を図って1つの形に押し込めるのは、現場や利用者に大きな混乱が生じることが懸念される。こども園（仮称）として1つの形になることは、経過措置も含めて、かなりの時間をかけることを前提とすべき。現在の幼稚園や保育所が担っているような役割を10年で解決するのは難しいので、拙速な一体化はやめ、もっと時間をかけるべき。（4）【佐藤委員（全国保育協議会）】
- 案2のように、「こども園（仮称）」という名前で多様な類型が存在する形というのは、利用者に混乱を生じる。「こども園（仮称）」という同じ名称で事業を展開する以上、提供する内容は同じにする必要がある。「保育型」「幼児教育型」の違いによって、3歳未満児を受け入れるのか否か、保育時間、あるいは災害や感染症等が流行った場合に休園するか否か等、利用者にとって分かりにくい。（4）【佐藤委員（全国保育協議会）】
- 案5は幼保一体化の議論から離れてしまっており、少子化対策特別部会の議論に戻ることを意味している。そうであれば「こども園（仮称）」という名称にあえて変更する必要もなく、保育制度改革としてもう一度検討すべき。（4）【佐藤委員（全国保育協議会）】
- 案4は、「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」でうたっている幼稚園と保育所の一体化からは外れることになる気がする。（4）【佐藤委員（全国保育協議会）】
- 5案共通の前提として、3歳未満児の受入れを義務づけていないことは撤回すべき。待機児童が多いのは、ほとんど3歳未満であるが、それが外れていくということは、本来の課題から離れた前提になってしまう。今回のシステムが「すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供」を目的とし、「親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定し」とうたっているのだから、3歳未満児であっても、必要性を認定された子どもたちの保育保障ができるようにすべきだと思っている。（4）【佐藤委員（全国保育協議会）】
- 案3については、質的なインセンティブ等を含め、全保協が考えているような条件が担保されるのであれば、ということ考えている。（4）【佐藤委員（全国保育協議会）】
- 5つの案の黄色い枠は、介護保険に類似したシステムであり、今までの幼稚園・保育所・認定こども園とは全く違

3
総合
施設
の
創
設

ったシステムの中にこども園（仮称）を入れていこうというもの。この理解が十分に共有されないまま多数決で決めるということであっていいのか。幼稚園や保育所は教育機関としての包括性を持っているので、時間で切ってそこに単価設定をしていくという発想はなく、介護保険類似システムとの間に違いがある。教育的な観点からも児童福祉的な観点からも包括的な性格をもつ幼保と介護保険的なシステムというのは明らかに違いがある。また、介護保険と保育所というのは福祉であり、基準や規制の必要性が高く、それを下回ると人権に関わる問題になってくるという意味で、幼稚園とは異なる。このような違いがあるということを前提に、黄色い枠が何なのかということをはっきりと、議論をすべきではないか。（4）【普光院委員（保育園を考える親の会）】

- すべての子どもに教育を提供することを前提とすると、案1または案2しかないのではないかと。内部類型については利用者の混乱を招くという話があったが、制度上というよりも実践上あるいは実務推進上の課題ではないか。また、保育所型のこども園（仮称）は、3歳未満でしか存在しない。3歳以上の保育所型こども園（仮称）というのは教育を保障できないことになってしまうのでまずいのではないかと。（4）【山縣委員（大阪市立大学）】
- 案3と案4は現在の認定こども園制度を機能から施設にしたようなもので、財源や手続きの変化に過ぎないのではないかと。（4）【山縣委員（大阪市立大学）】
- 第1案は、福祉的視点を全こども園（仮称）で確保できるのかどうか懸念が残ってしまう。現実的な案として、第3案が妥当と考えることができるのではないかと。ただ、こども園（仮称）になった場合は、学校であり、かつ、児童福祉施設であるという位置づけが必要。こども園（仮称）を一律かつ適切な認可基準とすること、福祉関係で述べた視点をすべて取り込んだ認可基準ができるかどうか課題になる。一律の基準を策定することが難しいような場合は、第4案にならざるを得ない場合も出てくるだろう。当面は第3案を目指して、第1案に近づけることが本当に可能かどうかということシビアに議論しながら、第3案を目指して議論を進めていくことが大事なのではないかと。（4）【柏女委員（淑徳大学）】
- 最初の幼稚園というのは5歳だけの1年保育だったが、その1年保育を2年保育へ、3年保育へと非常に貴重な経験を生かしながら、本当に先生方がやっていけるのかということでも積み重ねていったものだ。また、保育士の持っている養護的な機能を簡単に幼稚園の先生がやれるということではなく、専門性が非常にある。教育を担っている人間の責務として、徐々に研修や研究を重ねながらつくり上げていくのであれば、幼保一体化については賛成をしているし、今すべきだと思う。しかし、簡単に案2のような形にしていくというのは反対であるし、案1はとてんで

3 総合施設 の 創 設	<p>きない。子どもが本当に豊かになれない。案3か案4など、今までの積み上げからきたものに対して、きちんとここで議論していくべきではないか。(4)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】</p> <p>○ スウェーデン、ニュージーランドなどでは20年のスパンでインセンティブを付けたり、見直しをしてきている。私は3案、4案を支持しているが、10年の議論をするのではなく、最終的に向かう方向と、その途上経過、そこから見直しをしていくときに財政的インセンティブが一律でよいのか、時間経過によって何をすべきかという議論を行っていくべきではないのか。それによって0～2歳のところも、将来的にはより充実できるのではないか。(4)【秋田委員(東京大学)】</p> <p>○ 幼稚園・保育所という言葉、名称のインパクトが大きいということ、保護者の側の立場に立って非常に感じた。保育所が教育的なことをやっていないということではないし、養護のイメージが強く教育のイメージが弱いのもかもしれないが、イメージの問題というものも解決をしていかなければいけないと感じた。(4)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】</p> <p>○ 第1案を妥当と考えている。ただし、幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズに対応した多様な選択が認められるような第1案にすべきだ。そうすれば、多様な事業者の多様な発想によるサービスの提供で、利用者のニーズに応えることができるのではないか。(5)【山口委員(日本子ども育成協議会)】</p> <p>○ 3案を選択した場合、今までと何が違うのか。既存事業者にとってこども園(仮称)になるインセンティブが示されないと、変化を嫌う事業者は結局現行の制度から抜け出すことがなく、今までと何も変わらないといったことが起こりかねない。(5)【山口委員(日本子ども育成協議会)】</p> <p>○ 3案では、こども園(仮称)、認可保育園、幼稚園という文言がそのまま残ることによって、利用者にとって混乱を招く危険性があるので、施設の言葉をなくしてしまった方が、利用者が各施設の特徴をしっかりと見ながら園を選ぶことができる。(5)【山口委員(日本子ども育成協議会)】</p> <p>○ 第3案を採用することによって利用者の選択肢が増えないばかりか、質の向上も望めなくなる。自治体へ認可権を留保することで、こども園(仮称)が差別的に扱われる可能性がある。それによって、保育事業をやりたい事業者が</p>
--------------------------	--

3

参入することに不安を感じて参入してこなかったり、しっかりした投資をしなかったりするおそれがある。その場合、今度はいつでも撤退できるような中途半端な考え方しか持てないような事業者が多く集まる可能性も出てきて、質の低下を招く。一番重要なのは、どういう主体がいいとか悪いとかではなくて、いろいろな事業者が集まってその中で質の競争を切磋琢磨するような制度にすべきだ。(5)【山口委員(日本子ども育成協議会)】

総合施設の創設

- 子どもたちの豊かな育ちをよりよくするため、一体化の論議を通して子どもの最善の利益を検討していくという観点から、第1案のような形を基にして、施設の在り方を一体的、一貫的な方向に推進する制度でないとおかしいのではないか。多くの総合機能を持ったこども園(仮称)が必要。その中で、4分の3の機能のこども園(仮称)や、2分の1の機能のこども園(仮称)というのもあると考えている。質の高い幼児教育、保育を保障しながら、一体的に向かう制度が必要なのではないか。(5)【古渡委員(全国認定こども園協会)】
- 第1案については、我々の目指したこども園(仮称)の理念的な立場から考えると、これがベターだとは思う。しかし、現実的にこの案で即進むことができるかという点、長年の歴史を踏まえるとかなり困難であろう。最終的にはここを目指すという考えは持っている。(5)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 第5案は現行の幼稚園をそのまま残すので、こども園(仮称)構想という場合に一体どうなのか。(5)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 3案は、現行の認定こども園で実施されている幼保連携型を基本的に越え切れない内容になっている。第3案をもう少し前進させることができるような案に変えることはできないか。例えば、できるだけ早く保育所はこども園(仮称)に集約してくるが、幼稚園の場合は文化の違いで65年間も続いているので、ある程度時間的な経緯を含めながら進めていくという考え方でまとめることができないか。(5)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 一体化施設に移行するための財政的インセンティブと指定基準の明確化、給付の一元化、指針の更なる発展は、5つの案に共通して制度設計の中に入れていくべき。認定こども園検討会の報告書では、財政的支援を今よりも充実させること、二重行政の解消、教育と保育の総合的な提供の推進、家庭や地域の子育て支援機能の強化、質の維持・向上ということを提案している。今回のこども園(仮称)の構想の中にこれを生かすべき。第3案をこの方向で更に進んだ内容につくり変えることはできないか。(5)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

3

総合施設の創設

- 第3案は、現在の認定こども園を独立した施設として認めるという意味合いになる。要は財源の一元化は実現したとしても、少なくとも制度は三元化になってしまい、かつ就学前保育をすべての子どもに保障しないという形で進んでしまう。既に認定こども園制度で三元化への道を歩んでいるときに、10年後の姿を三元化にする必要があるのか。そういう意味で第3案には非常に違和感がある。(5)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 第4案は、認定こども園をこども園(仮称)と呼ぶことと、財源の一元化以外には何も大きな変化はないが、改革を15年後に仮に先送りするならば、第3案よりも第4案がいいのではないか。いずれにしてもこの両案は財源の一体化と名称の統一のみで、幼保一体化のイメージの中身とはかなり違う。子どもにとっては大きな変化はなく、引き続き保護者の状況で子どもの育つ道筋が完全に異なり、教育保障も一部しかかなされないという結果になってしまう。(5)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 第1案か第5案を前提として、①こども園(仮称)を教育機関としても児童福祉施設としても位置付け、提供する機能については事業者の選択をある程度可能にすること、②3歳以上のすべての子どもにできるだけ教育と社会的養育の双方を保障するとともに、社会的養育が不要な事業者や保護者には、その道が第5案の場合は残されていること、その場合、教育が不要と考える人はいないので、保育所を残す必要はないこと、③幼稚園から移行される場合には社会的養育に関して、保育所から移行される場合には教育に関して制度的支援が必要であり、更に、地域子育て支援を義務付け、併せた制度的支援が必要であること、④給付を基盤給付、基本機能給付、選択機能給付に分けて、子ども数が少なくなってもできるだけ施設として維持できるような工夫をすることを提案する。(5)【山縣委員(大阪市立大学)】
- 純粋幼稚園、つまり3歳以上の1日4時間程度の学校教育上の本来の幼稚園の限りでは、児童福祉法の福祉機能を持っているとは言いにくいのではないかと。預かり保育とか、そういうものを行っているのならばそこを福祉に充てるということは理解できるが、純粋幼稚園として残るところが少なからずあるのであれば、こども園(仮称)という言い方はどの案にしても非常に呼びにくいのではないかと。幼稚園に福祉的機能、子育て支援等を義務付けることは、学校教育法上の規定からはみ出る。児童福祉法上の規定も及ぼすのであれば、それはこども園(仮称)という枠に入れなければならない。こども園(仮称)ではない幼稚園というままで福祉機能を持たせるといった議論は無理だ。(5)【無藤座長代理(白梅学園大学)】
- こども園(仮称)の中に幼稚園類型を設けてしまうと、保育は提供しないということになるし、保育所においては

<p>3 総 合 施 設 の 創 設</p>	<p>保育所保育指針で言っている教育を提供するという前提の枠を超えない、ここで議論をしてきた、更に進んだ教育の提供という枠に入りづらいのではないか。(5)【山縣委員(大阪市立大学)】</p> <p>○ 短時間型の施設であっても、今の家庭状況を考えれば社会的養育が必要だ。ただ、単独で保障するのは難しいので、子育て支援担当とセットで幼稚園に職員を配置するという提案をしている。幼稚園の先生方も養護をしているとおっしゃっていたので、それを制度的にきっちり保障してあげたらどうか。そこが恐らく法制度上、困難という部分だと思うが、我々が積極的にそこを応援すればいいのではないか。(5)【山縣委員(大阪市立大学)】</p> <p>○ 将来的には第1案が本来の幼保一体化の趣旨とは合うとは思いますが、10年というスパンでは経過措置も含めて難しい。先ほど意見が出た、第1案で多機能な選択ができるというのは、第2案のことだ。第2案では例えば保育型のこども園(仮称)があるが、これに学校教育法上の一条校という位置づけを与えるということ自体が成り立たない。こども園(仮称)であれば学校教育施設と児童福祉施設の位置づけを共に与えると論点整理の中でも書いていたので、第2案は利用者にとってわかりにくい仕組みだろう。(5)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>○ 第5案は、もともと昨年までしていた保育制度改革にもう一度戻るということ。第4案はシステム法上にこども園(仮称)ができて、現実には今の仕組みと何も変わらないので意味がない。第3案は、積極的に薦めているわけではないが、財政的なインセンティブだけではなくて質的なインセンティブ、質の向上が保たれていくような仕組みであれば乗っていいのではないかと。(5)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>○ 少子化の進行、女性の就労機会の拡大を背景に、家庭や地域社会の変容する現代の日本において、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供していくという理念を実現するためには、案1が一番趣旨に合致した考え方ではないか。案1以外の選択肢は幼稚園と保育所で別々となっている現在の構造が基本的に維持されてしまうということに懸念が残る。幼保一体化を拙速に進めた場合、現場の混乱を招くことにもつながるが、制度移行10年の準備期間を設けていく中で一体化の道筋も模索して互いに歩み寄り、妥協する点も見出せていくのではないかと。(5)【渡邊委員(全国町村会)】</p> <p>○ 第1案に至る過程としての案3は、今でも二重行政と言われているものが三重行政になるおそれがあり、それは幼保一体の目的に沿わない体制になる。案3が選択肢となる場合にも、あるべき姿は案1が適切であるので、そちらへ動いていく動機付けをセットで考えていく必要がある。実現に当たっては相当の困難が予想されるので、国が明確</p>
--	--

な理念の下で確固たる意志を持ってリーダーシップを発揮して推進していく必要がある。(5)【渡邊委員(全国町村会)】

3
総合施設
の創設

○ 案の1の多様な在り方とは具体的にどういうことか。公的な資金を事業に流すのだから、ルールや理念に基づいた基準によって運営し、それに沿って給付の額ややり方が決められてくるべき。幼稚園で大事にされてきた私学の独自性と、保育所にとっての分け隔てなく受け入れていく児童福祉の精神とは相容れない部分があったから5つの案が出てきた。ここで、第1案の多様な在り方とあやふやにされると、最終的にできる制度は妥協の産物になってしまうのではないか。その結果、認定こども園の地方裁量型のように、補助金を一銭も出していないのに「認定こども園」という看板を掛けてしまう、利用者から見れば区別がつかないが実は内実が異なっているというような制度になってしまうのではないか。それではいけない。理念、基準、規定に基づいた具体的な制度の構築に当たってどうなるのかを、現実的に物事を考えていく必要がある。(5)【普光院委員(保育園を考える親の会)】

○ 第3案は現状と変わらないという意見があったが、この新システムというのは、認定こども園も幼稚園も保育園も幼保一体給付の中で運営されることになり、根本的に変わってしまうものなのではないか幼保一体給付は、当初は介護保険に模したシステムのように案の中では書かれていた。保育所は今まで最低基準、ナショナルミニマムで換算した運営費が運営補助という形でお金がいっていた。介護保険システムは利用者にお金を出し、それを施設が代理受領しているが、その関係の中には、最低基準をリンクさせる道筋がなく、売上げは施設がどうにでも処分ができることとできる。人件費確保などのための会計ルールがちゃんとできるのか。そういったことを含めて私は議論して欲しい。今までの議論では第1案には賛成し難いし、5つの案のどれにも賛成し難い。(5)【普光院委員(保育園を考える親の会)】

○ 第1案のフルパッケージが多様になるはずがない。学校教育、児童福祉はすべての子どもに必要なものだが、学校教育法と児童福祉法が持っている内容は少し違う。この2つを一緒にしてしまつてフルパッケージの中に入れてしまうと、それぞれの持っているよさも見えなくなってしまう。絶対にこれをやってはならない。今ここで目指しているのは質の担保、子ども一人ひとりに迷惑をかけないこと、各家庭の人たちが自由に選択できることだ。そう考えたとき、第3案がそれなりに見えやすい。そこから将来的に約20年から25年のインセンティブがかかる。質の高い保育、教育を提供すること、子ども、保護者の方に迷惑をかけなくて選択ができるようにすべきだ。(5)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】

3	<p>○ 過去にニュージーランドやイギリスは一体化したが、今は分かれている。児童福祉と教育が一体化することで見えなくなり、本当に児童福祉を受けなければならない子どもに福祉が行かなかつたり、教育の部分が見えなくなってしまうので、教育、児童福祉はきちんと位置付けておく必要があり、今は分かれているのが典型的な例だ。(5) 【小田委員 (国立特別支援教育総合研究所)】</p> <p>○ まず第3案で、20年、30年後に本当にこども園 (仮称) というものができ上がってくるのかどうかを見るべき。第1案というのは非常に理想的に見えてしまうが、何もかもがその中に入ってしまっていて見えなくなる責任を取れるのだろうか。第3案というものをまず位置付け、こども園 (仮称) をもう一回位置付け直す時限的な制度を置かず、今この1案の議論をしてしまうと先にこども園 (仮称) ありきになってしまう。(5) 【小田委員 (国立特別支援教育総合研究所)】</p> <p>○ 第3案は三元化論だからよくない。(5) 【山縣委員 (大阪市立大学)】</p> <p>○ 第3案が妥当だ。第3案は三元化論という意見が出たが、そうは思わない。インセンティブの働かせ方によって一元化にいくだろうと思っている。(5) 【柏女委員 (淑徳大学)】</p> <p>○ 福祉的な視点がこども園 (仮称) において担保されるか否かが示されていない段階で第1案でいくのは危険だ。こども園 (仮称) の認可の基準はどうするのかということが出てから判断したい。基本的には一元化にしていくとしても、第3案で3つが残る可能性がある余地を残しておかなければ危険だ。10年後に移っていく際に、入所の応諾義務や、付加的な費用徴収をしないこと、虐待を受けた子どもを優先的に受ける等が確実にない限りは、子ども達が命を失ってしまう、そんなことは絶対にしてはいけない。3案から始めて、1案に近づいていく。これは、ほぼ近づくだらうと思っているので、子どもの分野においてはそういう犠牲を出さない進め方が妥当。(5) 【柏女委員 (淑徳大学)】</p> <p>○ 教室をつくるための補助金を出す、給食室をつくる補助金を出すといったものは移行インセンティブになり得ない。インセンティブの中身がしっかりとするのであれば3案も可能であると思う。(5) 【山口委員 (日本子ども育成協議会)】</p> <p>○ すべてのこども園 (仮称) がゼロ歳から就学前までフルパッケージの保育ができるようにしていくと、今ある数よ</p>
---	--

3 総合 施設 の 創 設	<p>りももっと少なくて済む。幼稚園もそこに入っていくと、待機児童問題の解決は早いと思う。(5)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】</p> <p>○ 幼稚園は教育であり、4時間というのは児童福祉法には当てはまらないのであれば、そういう保護者の選択があってもいいと思うが、ゼロ歳から預かれる保育所、こども園(仮称)を増やしていくことが必要。今の待機児童問題と、保育の質の問題をずっと考え続けなければいけない。(5)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】</p> <p>○ 5つの案はいずれもすべての「こども園(仮称)に対する3歳未満児の受入れの義務付けは前提としていない。そこから考えると、フルパッケージという一つの規格ではなくて、「こども園(仮称)」と言っても0~2歳のみ、3~5歳のみの子どもを受け入れる園があったり、0~5歳の子どもを受け入れるフルパッケージの園があっても良いということだ。子どもを親の事情や障がいの有無などで切り分けることはできないが、年齢で区切るということはある。(5)【中島委員(日本労働組合総連合会)】</p> <p>○ 幼稚園の中で、「こども園(仮称)」に移行する選択をするものもあれば、幼児教育にこだわっていきたくないと選択するところもあるだろう。保育所も、また同じだと思う。そう考えると、3案か5案はどうかと前回申し上げたが、5案はいいのではないかと改めて思っている。5案は合理的かつ現実的で、お互いのよさを尊重できる。3案も突き詰めると5案にいくのではないかと。1案を理想として追い駆けると、逆に実現可能性を非常に低めてしまう。(5)【中島委員(日本労働組合総連合会)】</p> <p>○ 複数案のどれがいいかを選ぶのではなく、複数案をいろいろ検討していくことで一体化に移行するための手段を探っていくべき。(5)【金山委員(マミーズ・ネット)】</p> <p>○ こども園という一つのものに収斂させることがいいのか、あるいはもっと多様な形をうまく弾力的に動かしていくのがいいのか、もう少し議論をする必要がある。(5)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】</p> <p>○ 全国知事会としては集約は出来ていないので、地方行政の立場からの意見としては、幼保一体化ということで1案を想定しているところがほとんどだと思うが、現実の問題として異論もあるので、3案でスタートするのも一つの方法だと思う。その中で3案の中のこども園(仮称)は、国では新しい子ども家庭省なりが所管することになると思うが、幼稚園、保育所はどこが所管するか明確にされていない。幼稚園もこども園(仮称)も保育所も同じ省庁が所管</p>
------------------------------	--

3

をするのであれば、3案からスタートをして、よりよい制度に持っていくのは行政としては一つの道筋ができると思うが、このままだと三重行政になってしまうのではないかと心配している。5案も幼稚園は従来の財政措置になっているので、二重行政が残ることになるのではないか。国の役所の窓口の一本化についても考えているのかどうか分からないので、心配をしている。(5)【中澤委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】

総合施設
の創設

- 案の1を支持する。制度はシンプルな方がいいので、1以外では、国民に提示したときに非常にわかりづらい。根っこを同じにした上で、幼稚園と保育園がお互いの施設を行き来して交流をし、連携して行ってほしい。(6)【木幡委員(フジテレビジョン)】
- 理念や方向性をきちんと持ちましょうということは、非常に大事な意見・議論だった。そういう意味で、今回の5つの案の中では、入りやすい入り方として3案を出発点にすることはよいと思う。しかし最終的には、理念に基づいた、第1案の方向性が見えるような仕組みづくりをすべき。(6)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 教育要領、保育指針等から漏れているのが認可外。「すべての子どもに」という所に立ち返ったとき、認可外もきちんと含まれてくるべきだし、国の制度の中で、認可外保育所が大きな役割を担っているなどという国は恥ずかしいと思っている。その「すべての子ども」ということを考えていくとき、1案が一番よいのではないか。こども園という中で選択するような仕組みになれば、ずっと論議されてきた建学の精神、文化、歴史というものも含めて選択肢の幅になるのではないか。勿論、応諾義務等は発生すべき。(6)【溝口委員(日本子ども育成協議会、山口委員の代理)】

(3) 総合施設（仮称）の具体的制度設計

①基準関係

3

総合施設
の
創
設

- 施設基準、人員基準について、日本の基準は低い。これまでの保育所の児童福祉施設最低基準や、幼稚園設置基準で規定されているような基準より高い基準とする必要がある。また、地域格差が生じないような最低基準を国として定めるべきである。(1)【佐藤委員（全国保育協議会）】
- 保育時間は、子どもたちの生活を考えれば、8時間はきちんと保障するように時間設定をすべき。(1)【佐藤委員（全国保育協議会）】
- こども園（仮称）の基準については、待機児童対策が喫緊の課題となっているところと、少子化が進行しているところで、地域の実情が大きくこととなっているので、地域の実情によって適切なサービスが提供できるよう、一定の幅を持たせるなど地方が裁量を持って創意工夫しながら取り組むことができるものとしていただきたい。(1)【東委員（全国知事会、尾崎委員の代理）】
- ナショナルミニマムとして設定する最低基準による質の底上げ、行政の関与と情報開示などがどうしても必要である。(1)【野村委員（保育園を考える親の会、普光院委員の代理）】
- 質の高い幼児教育・保育を保障するためには、それを担保するシステムが必要であり、具体的には幼稚園設置基準は是非維持していただきたい。また、指定制度の導入が検討されているが、指定制度と認可制度は方向性が異なるので、その整合性を図る必要がある。(1)【入谷委員（全日本私立幼稚園連合会）】
- 過疎地でもこども園（仮称）制度が実施できるような制度設計にする必要がある。定員は20人程度をベースに検討いただきたい。(2)【山縣委員（大阪市立大学）】
- サービスの最低限の質をナショナルミニマムという形で国の方で設定をして、地域の実情に沿って上乘せ、横出しをしていくことが必要ではないか。(1)【中島委員（日本労働組合総連合会）】

3

総合施設の創設

- 現在、幼稚園、保育所、認可外保育施設、認定こども園等、非常に形態が多岐に分かれているが、この様々な事業体において全て質も基準も違っているというのは、すべての子どもの良質な成育環境の保障の視点からそろそろ統一する必要がある。セーフティネットなり、ナショナルミニマムのきちんと制度的な仕組みを作っていくことが求められている。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 多様な設置主体を認めて行くという方向性の中で、質の問題というのは大きいと思うので、子どもの最善の利益を守るべく、一定の基準、ナショナルミニマムは必要であり、そのための監査機能も必要である。ただし、その最低のところを認めた上で、色々な創意工夫ができるような仕掛けが必要。(1)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】
- 認証保育所等が指定を受ける場合にも、現行のナショナルミニマムの最低基準によるものとし、例えば定数保育士(配置基準に係る保育士)は全員有資格者とすべき。現在は、例えば認証保育所では有資格者が6割あればいいということになっているが、そういったところもそろえるべき。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- ビルの中の保育が激増し、子どもの心身の発達への影響が心配されるため、今後設置される認可保育所・認証保育所・認定こども園等のうち幼児を保育する施設については園庭必置を基準とすべき。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- 待機児童解消の見通しが立った段階で、看護師の配置や幼児についての保育士の配置基準の改善、先進諸国の基準を参照した底上げなどを予定するべき。(3)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- こども園(仮称)を指定した後の質保証の評価や監督の制度を明確につくっていただき、こども施設あるいはこども園(仮称)の認可を受けるためには、常に質保証の評価システムを導入していくことを明確にさせていただく必要がある。(3)【秋田委員(東京大学)】
- 11月15日に全国知事会が構造特区に対する共同提案をしたが、その中で、児童福祉施設の最低基準を参酌すべき基準として市町村に委ねるべきだというものがあった。これでは客観的な基準を維持するための質そのものが問われてしまうので、許容すべきでない。(4)【佐藤委員(全国保育協議会)】
- 福祉の視点が最大限考慮される仕組みとして構築されなければならない。例えば、入所の応諾義務を必須とする、

3

被虐待児童や一人親家庭の子どもの優先入所の仕組みをつくる、臨時休業の規定を置かない、3歳未満児は給食の外部搬入は避ける、教育と保育を分断しない、保育料については家計に与える影響を配慮する、原則として保育料以外の付加的費用徴収を最小限にする、保育の実施義務と入所の勧奨義務の規定を市町村に置く、保護者と施設長との関係調整の規定を置く。こうした点が福祉の視点を考えていく上で大事。(4)【柏女委員(淑徳大学)】

総合施設の創設

○ 国として質の確保のための設置基準について責任を持っていただきたい。現行の設置基準を基礎にして、更に職員の配置基準や施設面積はゆとりを持てるように見直していただきたい。幼稚園の施設には、例えば特別な教育的支援を必要とする子がゆったりと過ごせる小空間や、保護者との教育相談の部屋、四季の変化を感じたり小動物とふれあえる園庭などの環境も非常に重要。防災や防犯の視点からも、その施設の在り方は非常に重要であるので、設置基準は高く設定しておくことが子どもの保育の質、教育の質、安全を保障することにつながる。(4)【池田委員(全国国公立幼稚園長会、大橋委員の代理)】

○ 全国どこでも一定の質が担保できるための基準の統一性が必要。地域主権を尊重しつつ、地域の実情を踏まえて各地域の中で全ての幼児教育、保育施設の質の向上を目指す方向が大事。国できちんとしたナショナルミニマムとしての基準を作ることが必要。(5)【古渡委員(全国認定こども園協会)】

○ 最低限のナショナルミニマムの担保と利用保障の観点から、できるだけ実施責任を発揮しやすいところに「こども園(仮称)」の設置主体、あるいは設置認可の主体を置くべきではないか。少なくとも中核市、政令市以上は実施責任と認可を両方担うべきだ。広域的な支援が必要なものは都道府県という役割分担が現実的ではないか。また、教育委員会単体でということにはならないと思うので、責任主体は首長部局とするのが適当ではないか。(5)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

○ 地域の実情に応じたきめ細やかなサービス提供や、安定的な運営が可能となるよう、設置認可については基礎自治体である市町村の役割がどんなものか検討課題となる。また、こども園(仮称)の安定的な運営を図るためには、利用者及び施設に対して適正な指導や助言を行う必要があることから、住民に身近な市町村に認可権限が与えられる可能性があるため、市町村としてはその体制が課題であり、市長会の課題である。(5)【清原委員(全国市長会)】

○ 現在の認定こども園は保育所と幼稚園の基準を同時に当てはめ、要件がぶつかるころはできるだけ柔軟にという基準になっている。こども園はそれが基本になると思うが、新しい施設として、夢を持って、子どもの成長・発達の

<p>3 総 合 施 設 の 創 設</p>	<p>場にふさわしい、子どもの最善の利益に配慮した理念、物的・人的環境を整備するという考え方をしたらどうか。(6) 【山縣委員 (大阪市立大学)】</p> <p>②職員関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教諭と保育士の資格の共通化が議論のテーマになるのであれば、就学後のケアワークを担う新たな子ども家庭福祉の専門職あるいは子育て支援専門職の資格創設や養成も視野に入れていかなければならない。(1)【柏女委員 (淑徳大学)】 ○ 資格の共通化については中教審だけでなく、保育士の養成課程の在り方の議論とあわせて検討していくことが必要。(2)【柏女委員 (淑徳大学)】 ○ 小学校との学びの連続性が重要。そのために、一体化されたときの教育課程や、指導計画に沿った計画的な指導を行うための保育士の専門性が重要であり、継続的に質の向上を図るための研修等を通じて、保育士の専門性を充実させていくことが大事だと考えている。(1)【大橋委員 (全国国公立幼稚園長会)】 ○ 地域子育て支援は非常に社会的必要性が高いため、認定こども園と同様、こども園(仮称)にもこれを義務づけるべきだと思っている。ただし、義務とする限りにおいて、一定の財源保障が必要なのではないかと思う。また、この業務は保育士や幼稚園教諭の業務とは若干ずれているので、専門職員の配置が必要ではないか。(1)【山縣委員 (大阪市立大学)】 ○ 子どもの分野でも人材の確保が大変厳しくなっているため、必要なサービスを支える人材をどう確保していくかということも議論すべき。対人サービスは人件費が大半を占めるので、財源に一定の用途制限をかける必要がある。(1)【中島委員 (日本労働組合総連合会)】 ○ 幼稚園教諭免許と保育士免許は、どちらの資格であっても担っていけるといえるようになっていけば、採用のパイが広がり、サービスの質の向上につながるのではないか。(1)【佐久間委員 (ベネッセスタイルケア)】
--	---

3 総合施設 の 創 設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界に冠たる施設をつくろうとするならば、職員処遇の問題をしっかりと考え、しっかりと最低基準をつくっていただきたい。(3)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】 ○ 幼稚園型・保育所型がずっと残っていくとすると、幼稚園の先生には研修権が認められているが、保育所の保育士について研修権や、研修が業務時間内に保障される仕組みがないので、こども園(仮称)においては、そこで働く人たちが、非常勤を含め皆が研修を受けることによって、施設を維持し、質の評価を維持していくことが大事。また、評価基準を入れていくことが必要。(3)【秋田委員(東京大学)】 ○ 幼稚園がだんだんこども園(仮称)になっていくのであれば、基本の4時間の後の預かりの部分で専門家を配置できるような財政的インセンティブを付ける形で、質の保証とインセンティブが明確に結び付くことの説明を今後考えていただきたい。(3)【秋田委員(東京大学)】 ○ 具体的に保育の質を高く保つために何が必要かという、例えば幼稚園、保育所、こども園(仮称)のいずれであっても、勤務時間の中で保育についての反省や準備や研修の時間をきちんと確保するといったことが不可欠であろうと思う。(3)【無藤座長代理(白梅学園大学)】 ○ 幼稚園の場合には研修は義務規定だが、保育所の場合には努力義務規定である。努力義務である間は行政的にそれを十分サポートするかしないか自由度があるが、幼稚園の場合にはきちんと行政がサポートする。私立なら学校法人がきちんと行う必要があり、大分そこに差があるように感じる。幼稚園でも保育所でも従来十分に幼児教育をやっていたと理解しているし、幼稚園教育要領と保育所保育指針を比べても、保育指針は遜色なく幼児教育のことが書かれているが、保育所において幼児教育の質を向上する仕組みというものが制度的に保障されていない、あるいは財政的に保障されていない。研修について完全義務化することによって初めて、保育所での幼児教育の向上に向かえると理解している。(4)【無藤座長代理(白梅学園大学)】 ○ 保育をする人たちの質の保証をしっかりとお願いしたい。身分や待遇を改善して良い人材が集まるようにし、現場で研修を重ねて必要な力をつけられるような制度を作ってほしい。初任者研修や10年研修という研修があるが、多くの保育現場では若い年齢のまま離職する職員が多く、10年研修のときに果たして何人残っているのかということを考えると、現行の制度では不十分だと思う。初任者研修や、3年、5年といった短いスパンで、雇用形態にかかわらず現場の職員皆が受けられる研修制度をしっかりとつくっていただきたい。(4)【金山委員(マミーズ・ネット)】
--------------------------	---

- 適切な施設環境の整備と共に、直接子どもたちを担当する保育者の質の高い人格と技術の習得の保障が必要であり、研修を法制度化するとともに、きちんとした財政措置が必要である。(5)【古渡委員(全国認定こども園協会)】
- 現行の保育所の最低基準、特に職員配置基準は、古くからの基準がそのまま放置されており、多くの現場では自治体が単独の持ち出しで上乗せをしている。今の国の基準だと保育所はゼロ歳が3対1、1歳が6対1、2歳が6対1、3歳が20対1であり、これでは災害等緊急時に子どもを安全に連れ出すこともできない。こういうところは現実的な改善を図ってほしい。(5)【中島委員(日本労働組合総連合会)】
- こども園の保育者は学校教育法上の教師という形になるが、保育士は18歳未満が援助の対象。学校教育法上の専門職と位置づけられると、就学後の子ども、家庭、福祉のケアワークを担う専門職がなくなってしまうという形になるという点も勘案しながら、議論を進めていかなければならない。(6)【柏女委員(淑徳大学)】
- 法人類型にかかわらず同じ財政支援を得られイコールフットになっていく、日本のすべての子どもたちが同じ教育・保育を受けられる方法で進めていくべき。それには財政の問題が大きいので、それも含めて十分御検討いただきたい。(6)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】

③その他

- 資格の一元化や研修の充実、新規職員の養成等の幼児教育の質の充実や、保育時間の長時間化への対応、幼稚園における養護の機能や、給食の提供をどうするか、どうやって受け入れ先がない子ども(被虐待児や障害児を含む)をなくすか、といった課題がある。(1)【清原委員(全国市長会)】
- 児童養護施設に入所している子どもについてどうするか。(2)【柏女委員(淑徳大学)】
- 子ども達が愛着を形成したり、その時期に学ばなければならないことをきちんと学んだり、支援を要する子ども達がクールダウンできる場が必要であり、施設の中で安心・安全に楽しく、体いっぱい使えるような環境の施設が大事である。そのために、職員の負担を考慮し、施設の中の雰囲気をよくすることが大事。(1)【大橋委員(全国国公立

<p>3 総 合 施 設 の 創 設</p>	<p>幼稚園長会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童の多い市区では、毎年住民の細かい要望を受けて選考基準を調整しながらの入園選考を行っている。この体制が崩れ、激しい情報戦のもと保護者が願書をもって走り回るような事態は絶対に避けてもらいたい。(1)【野村委員(保育園を考える親の会、普光院委員の代理)】 ○ 設置主体は国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び、一定の要件を満たした法人。株式会社等の参入については、経営の論理ではなく、子どもの育ちを保障する観点での公共性や公益性を担保する必要がある。(5)【古渡委員(全国認定こども園協会)】 ○ 都道府県、政令指定都市、中核市を設置認可主体とすることは必要。指導監査についても、都道府県の施設監査は必要。市町村には運営監査という観点で一緒にやってもらう仕組みが必要。(5)【古渡委員(全国認定こども園協会)】 ○ 国及び自治体は、単に給付の制度を実施するだけではなく、すべての必要とする子どもに良質な就学前教育保育が提供されるように保障する責任を有することを法律で明確にすべき。待機児童対策や過疎地での対策において、確実に責務が果たされるようにする仕組みを法律で明確にしてほしい。また、市町村は事業者と指定制による契約関係になることを根拠として、利用者(子ども)の権利を守り、不適切な事業を指導する等の権限及び責任を有することを明確にすべき。(6)【普光院委員(保育園を考える親の会)】 ○ 設置主体については、多額の公金を受け運営する事業であり、利益追求が子どもの利益と相反する関係になりがちな事業であることを前提に、非営利法人もしくは公益性のための規制、例えば運営費の用途制限、参入・撤退の規制等を受け入れられる法人とすべき。また、こども園の認可に当たって法人に求められる要件は国が明確にしたい。認可のプロセスの透明性を高めるために、認可に当たっては、住民や有識者の参加のもと、子どもや地域のために公共性をもって事業を行う事業者かどうかを審査することが必要ではないか。何らかの機関が、市町村が財政的な理由から必要な整備を抑制している場合には、子どもの権利の視点から意見具申できる仕組みも考えたかどうか。(6)【普光院委員(保育園を考える親の会)】 ○ 情報開示については、園庭・園舎面積、子ども1人当たりの保育室面積、配置人材の詳細(日数、資格、正規・非正規などの雇用形態、経験年数)、直近の退職者数、保育課程、かかるお金に関すること、指導監査結果、決算のあ
--	--

<p>3</p> <p>総合施設の創設</p>	<p>らましなど、定型の書式で開示すべきである。評価については、基準面・ハード面については指導監査と情報開示でチェックすることにして、第三者評価は、こども指針（仮称）を遵守し、子どもの人格や主体性を尊重する教育保育、あるいは地域支援となっているかのみを見るものとするなど、整理が必要ではないか。（6）【普光院委員（保育園を考える親の会）】</p> <p>○ 「二重行政の解消」という言葉が先ほどの説明の中に入っているが、このままでは逆に三重行政につながりはしないか。幼稚園、保育園、こども園という類型があることで、市町村の事務が煩雑になっていくおそれがあるのではないか。（6）【渡邊委員（全国町村会）】</p> <p>○ 二重行政の解消について、財政的には一元化だが、「現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。」という部分については後退したような感がする。（7）【佐藤委員（全国保育協議会）】</p>
-------------------------	---

4. 幼保一体化の効果・進め方

(委員からの主な意見)

4 幼 保 一 体 化 の 効 果 ・ 進 め 方	<ul style="list-style-type: none">○ 幼稚園と保育所の制度上の違いが様々あって、調整は相当困難であることが予想されることや、地方部での必要性、実現可能性など、懸念される事項は多く、拙速に幼稚園、保育所の一体化を行った場合、現場に混乱が起きることは想像に難くない。くれぐれも十分な準備期間を確保するとともに、必要な財源確保をしていく必要がある。(1)【渡邊委員(全国町村会)】○ 認定こども園を実際にやっていると、幼稚園と保育所の文化や地域の色々な問題を融合していくのにはかなり時間が必要で、最低3年以上かかると考えている。安易に決まるのではなく、移行期間がかなり重要であると考えているので、ご配慮いただきたい。(1)【古渡委員(全国認定こども園協会)】○ これまで幼稚園や保育所が担ってきた一定の役割を継続し、実績を活かして取組を継続させる期間が設けられるべき。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】○ 文化の異なる大きな制度を動かすものであるから、性急にやると非常に危険なので、今の工程上示されているものをベースとしつつも、地域によって少し猶予を与えるような、激変緩和措置が必要。(1)【山縣委員(大阪市立大学)】○ 長い蓄積や歴史、個性というものが幼保それぞれの分野にあるので、一定の激変緩和措置、移行にかかるリスクを回避しながら、期間も一定見ていただいて、確実に幼保一体化に着地をしていけるようなイメージで検討をしていただきたい。その際、移行インセンティブを高める仕組みを組み込む必要がある。(1)【中島委員(日本労働組合総連合会)】○ 新制度への円滑な移行に十分な配慮をお願いする。(1)【東委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】○ 全体の幼児教育の質を高めるという観点から、こども園(仮称)への移行を円滑にしていくという仕組みを考えていかなければならないのではないか。(2)【中澤委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】
---	--

<p>4 幼 保 一 体 化 の 効 果 ・ 進 め 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 十年後、二十年後を考えたときに、今の制度のままで大丈夫かという不安がある。これからの社会に対応できる制度をこの機会に検討していただきたい。(2)【金山委員 (マミーズ・ネット)】 ○ 一気に法律で帰ることによる混乱は大きくなると思うので、できる限り現実的に財政的措置その他のインセンティブを通して少しずつ変えていく必要がある。(2)【無藤座長代理 (白梅学園大学)】 ○ 10年後ということを明確に区切るよりは、例えば3～5年後というチェックを行って、その都度新たな方針の下で一步一步進めることが大事。(2)【無藤座長代理 (白梅学園大学)】 ○ この機会に幼保がそれぞれ価値を置いてきた点、これから改善したいと考えている点を踏まえて、社会の現状の中で子どもの視点から何が必要なのか時間をかけて議論し、学び合っていくということが必要であり、急激な一気に一体化にはならない方がいいのではないか。(3)【普光院委員 (保育園を考える親の会)】 ○ 保育所保育指針が幼稚園教育要領に準じるようになり、やっと幼稚園、保育所がお互いに子どもたちの健やかな成長のために就学前の教育をやっていこうということでスタートして何年かたってきて、保育所も、学校に指導要録を提出する等、幼稚園、保育所の垣根を少しずつ取り除いていこうというところで、今このような一体化ということが出てきているので、幼稚園も保育所もすごく戸惑っている。(5)【大橋委員 (全国国公立幼稚園長会)】 ○ まだアウフヘーベンのときではない。無理やりハードランディングにしてクラッシュしないようにしていくために、できるところから取りかかっていくというのも一つの大きな選択肢ではないか。(5)【入谷委員 (全日本私立幼稚園連合会)】 ○ 工程表が必要だ。長年の幼稚園、保育所の実践の積み重ねがあるので、急速にこども園 (仮称) として一体化することについて懸念があるのはもちろんだが、制度の移行に時間をかけ過ぎるのもまた問題がある。拙速を避けつつも、やはり一定の工程表というのは必要。平成35年の姿もさることながら、平成30年をどのように描いているかということは大変重要なポイントだと思う。(5)【清原委員 (全国市長会)】 ○ 今日出された案が最終的な案ではないと認識している。今、この段階で集約していくことは、時期尚早ではないか。保育や幼児教育の現場を預かる地方公共団体をはじめ、関係者の意見はきちんと聞く必要がある。(6)【渡邊委員 (全
--	---

<p>4 幼 保 一 体 化 の 効 果 ・ 進 め 方</p>	<p>国町村会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 35年など、期間を限定した図が出てくることに大変不安を覚えていたが、今回、いつまでということではなく、その基準、質を現在よりも上げ、そこにすべてが向かうためにインセンティブを加えていくということが明言されており、しかも、従来幼稚園・保育園・こども園が3分割のような絵だったものが、市区町村、基礎自治体を中心になって今後の保育の計画を立て、そのさまざまなネットワーク、リソースをフルに活用しながら、すべての子どもたちのための質の高い幼児教育・保育の一体的提供がなされる。そういうことが明確に図に出されたということが、極めて重要な点だと考える。(6)【秋田委員(東京大学)】 ○ 満3歳未満の子どもを持つ片働き家庭への子育て支援についても盛り込んでほしい。(6)【金山委員(マミーズ・ネット)】 ○ 幼保一体化の目的の一つに待機児対策があるが、この観点から見ると、都市部の3歳未満児の入所枠確保が重要となる。ところが、新提案では地方の幼稚園の方の協力は期待できそうだが、都市部の幼稚園の方の協力はかなり時間がかかるのではないか。(7)【山縣委員(大阪市立大学)】 ○ 幼稚園は、未満児をもう少し積極的に受け入れられるような議論なり対応なりを検討していただけないか。経験がないこと、給食室問題を耳にするが、認定こども園で既に経験があるので、それを参考にして、もう少しやっていただくことが非常に重要な時期にきている。給食室の問題は、確かにある程度お金がかかるが、水周りがあって建物があればそんなにお金はかからない。未満児だけの給食室だったらそんなにできないと思うが、事務方で議論をして、積極的にある程度入れられるような方向を検討していただきたい。(7)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】 ● 震災で、現場で感じたことは、就学前の施設のネットワークがきちんとできていなかったということ。新システムがもし2、3年前になっていて、地域ネットワークや、幼稚園、保育所、総合施設などが機能していたならば、かなり早い時点で子どもたちの居場所が確保でき、かつ復興のスタートになったのではないかと感じている。小・中学校の教育委員会制度だと、県の通達等が直轄型でスムーズに行くが、就学前の施設は全然それがない。「質の高い学校教育・保育の一体的提供」という意味づけの中の学校教育に入るのであれば、きちんと体系づけた意味にならないと機能しない。(8)【古渡委員(全国認定こども園協会)】
--	--

- 震災では、就学前の子どもの安全と安心のネットワークが不十分で、非常事態に必ずしも十分に対応できなかったということを痛いほど感じた。また、避難所で高齢者やお子さんや障害者の方たちを見ていて、平時でも非常時でも支援の仕組みがきちんとしていないと、社会の安心や安全の問題として起きる。復興や社会保障と税の一体改革、財政再建などの問題もあるが、復興に当たって、こうした問題を置き去りにして先に財政や社会保障の制度だけやろうということは成り立たないと思う。復興計画の中で子どもの安全・安心を元に戻すのではなく、むしろ先取りで新システムの考え方やプロセスをきちんと組み込んでいくことが必要。そのため、できるところから確実に復興計画の中に先手、先手でこの新システムの考え方を実践し、幼保一体化の趣旨を徹底していくような形で、具体的にできることを考えて組み立てていくということが必要ではないか。(8)【中島委員(全日本労働組合総連合会)】
- 市町村だけでできること、国が規制すべきことと、県がすべきことがある。現在、都道府県の役割は「広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整等を行う」ということしか記されていないが、基礎自治体は市町村にあったとしても、国と市町村だけではなく、監督をしていく県の役割を、指導監督の役割を調整だけではなく、総合施設等の質の担保のために県が何をすると我々が考えていくのかを書き込んでいただくことが必要。(8)【秋田委員(東京大学)】
- 保育の量的拡大について、この制度改革によってどのぐらい幼稚園が保育所の機能を強化するのか。3歳以上の幼児を対象とする保育所についてはすべて総合施設(仮称)へ移行するとなっているが、幼稚園は、「保育機能を強化してください」と言うのか、自主性に任せるのか。また、0歳、1歳、いわゆる乳幼児を扱う施設というのは、この改革ではなかなか増えていかないのではないか。(8)【木幡委員(フジテレビジョン)】
- 人口減少地域では今後総合施設(仮称)化していくということだが、放課後児童クラブや子育て支援拠点等と連携したサービスなど、地域の実情に応じた小規模多機能なサービスができる制度を考え、財政措置を講じていただけないか。さらに、保育のみならず介護といった他の社会福祉サービスのニーズとの連携等、将来的に地域では子どもから高齢者まで一体的にとらえた小規模多機能なサービスの提供も必要であると思う。(8)【岡崎委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】

5. その他

(委員からの主な意見)

5 そ の 他	<ul style="list-style-type: none">○ 財源の確保、一元化策については、事業主拠出金の在り方がシステムの成否を左右すると思う。(1)【柏女委員(淑徳大学)】○ 新システムにおいては、障害者福祉サービスや社会的養護サービスにも取り組むべき。(1)【柏女委員(淑徳大学)】○ ナショナルミニマムとしての子ども・子育て支援と地域主権をどのように両立させていくかが重要。(1)【清原委員(全国市長会)】○ 利用の在り方についても、育児休業から保育所の利用へのつながりが円滑になるように保障するシステムをしっかりと担保していただきたい。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】○ きちんと恒久的な財源を確保することが大切であり、財源の担保をなくしては、改革を実施してはならない。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】○ 保育所や幼稚園等の関係団体や保護者など、国民的な理解を得ることを前提に進めてほしい。(1)【東委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】○ 何よりも保育人材の確保と育成が重要であり、そのために財源、主に人件費を安定的に確保することが大切である。また、事業者のお金の使い方についても、何らかのルールを設けることが必要。(1)【野村委員(保育を考える親の会、普光院委員の代理)】○ 国として、是非ともこれをやるのだということを超党派的に、腰を据えて明確にし、関係者の不安を払拭するためにも、これからやっていくのだということを財源の保障によって確約してほしい。(1)【秋田委員(東京大学)】○ 施設が充実することはもちろん重要であるし、特別支援児、要支援児、虐待児等の様々な環境にいる全ての子ども
------------------	--

5
その
他

達が幸せになる観点から施設保育・教育が重要であるのは論を待たないが、日本の場合、施設に偏り、頼りすぎのきらいがあるのではないかとすることも考えていただきたい。欧米での、社会的インフラの仕組みがうまく機能して、施設に過度に頼らなくても子どもたちをみんなで育てられる、社会全体で支え合える仕組みを参考に、ワークライフバランスの推進を同時に図っていくべき。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】

- 大変重要な制度の大改革であるので、熟議を重ね、将来に禍根を残さない、皆が納得できる制度にしてほしい。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】
- 待機児童の問題は待ったなしであるので、預かり保育の充実や認定こども園の普及には幼稚園もしっかり取り組んでいく。特に長期休暇のインセンティブがあればよい。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】
- 幼稚園、保育所のそれぞれの良さを十分検討いただいた上で、よりよいこども園(仮称)、幼保一体化の検討をしてほしい。(1)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】
- 待機児童対策等でも、現行の法制下でも出来ることはたくさんある。例えば、通知を一つだして、事業者の参入に当たって差別的な取扱いをしないようにと言うだけでも違う。(1)【山口委員(日本子ども育成協議会)】
- 現在、毎年のように待機児童がどんどん増えている中で、2年先を待つのではなく、一刻も早く、今やれるところからやっていくことも必要である。(1)【山口委員(日本子ども育成協議会)】
- 新指針が今回の改革で最も重要。子どもの育ちを社会として責任を負うような指針にしていくことが大事。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 制度を作るに当たって、財源の問題は非常に重要。今は企業とか、国民一人ひとりの税金で成り立っているが、この仕組みを真剣に考えないと、家庭で起きている問題について解決の方向が作り出せない。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 制度を自治体が上手く活かし、地域のニーズに沿った制度運用がきちんとできるようなコーディネーターの創設や、専門家の意見を聞くといった、色々なところに相談しながら進められるようなシステムを考えていけたらと思う。

(1)【金山委員（マミーズ・ネット）】

5
その
他

- 本当に必要とされる子どもたちが施設、保育、教育を十分に受けられるようにしていくためには、ライフ・ワーク・バランスの推進を図っていくこと。例えば、仕事を休んで家庭・地域で過ごす時間を取れるような社会全体としての仕組みづくりを一方で考えていかないと、過度に施設に依存する状況では財政負担も大変であるし、それが子どもにとって本当の幸せにつながらない場合もあるのではないかとということも念頭に置いていかないといけない。(3)【入谷委員（全日本私立幼稚園連合会）】
- 施設論の方が先行してしまっていて、園に入らない子どもたち、子育てを自分でやっていきたいという人たちの話が欠けている。(3)【古渡委員（全国認定こども園協会）】
- 今は法律の大きな大綱としての話をしていると思うが、それが各地方や現場に流れてきたときに全然形が変わってしまっただけではいけない。もう一つ大事なものは、この大きな大綱作りが終わった後、本当の中身を決めるワーキングチームをつくらないと意味がないのではないかと。そういう継続的な観点も踏まえた論議が必要。(3)【古渡委員（全国認定こども園協会）】
- 最も大きな危惧は財源確保。それがないまま議論が進むと保護者負担が増加していく。幼保一体化というものが、希望するすべての子どもに公費で賄われていくような方向に向けるための一体化として、理念と財源をつなげた議論が必要。(3)【秋田委員（東京大学）】
- 恒久的な財源確保を行い、質をきっちりと確保して改革を断行していただきたい。財源の担保がなくては改革はしないことを約束していただきたい。(4)【佐藤委員（全国保育協議会）】
- 質の維持・向上のためには、十分な財政措置を講じていただくことが非常に大事だ。ゆとりある施設設備、教材教具、教員保育士などの人材確保すべてにお金は必要。子どものために国として十分な財政措置を講ずるとともに、財源確保をお願いしたい。(4)【池田委員（全国国公立幼稚園長会、大橋委員の代理）】
- 財源についてももう少し見えてこないかと、教職員の配置など、改革するのであれば今までよりもよりよいものを実現することは大事だが、一方で改革はして役割はいっぱい入ってきたけれども、その裏付けとなるものがないとなると現

5
その
他

場が疲弊してしまう。(5)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】

- 今後も最適な仕組みづくりに向けて、当面は平成30年が一つの目標だが、平成35年に案の1が実現するためには、さまざまな関係者が最適な検討をしていく継続的な組織が必要だ。(5)【清原委員(全国市長会)】
- 幼保一体化とは別に、待機児童の問題は進めていただきたい。子どもを産んでも保育園に入れなくてもいいかもしれない、仕事をやめなければいけないという不安も多い。家のすぐそばに保育園があるのに、なぜ遠い保育園に行かなければいけないのかというのも大きな問題。ほかの代替施設がもっともっとあっていいし、それは安心感にもつながると思います。是非とも多様な選択肢と量的な拡充を期待したい。(6)【木幡委員(フジテレビジョン)】
- 幼稚園、保育所、児童館等の、現場に必要ないろいろな施設のネットワークやコーディネートをするのは市町村行政であり、そういう基礎自治体の仕組みという観点を入れていくべき。そうすれば、地域ごとの子育て支援や、多様な施設を連携していく大きなシステムになっていくと思う。(6)【古渡委員(全国認定こども園協会)】
- 制度設計に当たっては、必要な財源の額、費用負担区分、財源確保策をセットで議論していく必要があり、そのためには、おのおのの費用負担に応じた財政試算が示されなければならない。これらを明らかにしていった上で議論をしていくべき。指定制度の導入などにより、少なくとも現行よりも負担が増える。制度ありきで進み、いざ実施となったときに、財源がないからできないということがあってはならない。「税と社会保障の一体改革」を政府の方で行うようだが、地方財源の確保がなされなければ、地方の理解は得ることはできない。(6)【渡邊委員(全国町村会)】
- 指定制度の導入や給付の一体化等により、財政負担の増加が見込まれるが、地方の財源をどのぐらい、どうやって確保するのか現時点では不透明。平成22年12月14日に「社会保障改革の推進について」の閣議決定がなされたが、工程表として23年の半ばまでに、社会保障と税について一定の検討がなされるということだが、その財源の正当性が示される必要がある。(6)【清原委員(全国市長会)】
- 子ども手当の「5大臣合意」の中では、「国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受けとめ、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る」とあることを期待している。これが行われず、こども園(仮称)の創設について、自治体が担えないことによる弊害が何よりも子どもに行くことを恐れている。子ども本意の制度改革だ。各自治体で、ナショナルミニマムを地域の実情に合わせて適切に保障していくための仕組みづくりに対して、

根拠を共に獲得していくような仕組みになればいい。(6)【清原委員(全国市長会)】

- 現行でも財源等で基礎自治体が十分な支援をできていないのに、新制度でも基礎的な自治体がやりやすい形にしてあげない限り、「すべての子どもに」といったものは結局は絵に描いた餅になるのではないか。資料に「国による制度改正及び基本方針を踏まえ」とあるが、自治体側もきちんとこの方針を踏まえるため、基礎的な自治体がやりやすい形の、何かインセンティブが働くものをきちんと整備していただきたい。(6)【溝口委員(日本子ども育成協議会、山口委員の代理)】
- 都道府県については、一応広域調整を行うということは書かれているが、これをより明確に、国、都道府県、市区町村のそれぞれがどういう責務を負うのかももう少しきちんと書いてもらいたい。(6)【秋田委員(東京大学)】
- 現行保育所制度が就労家庭に支持されていることを踏まえて、こども園の詳細を決めていただきたい。ある調査では、保育所利用希望者の9割が保護者は認可保育所を希望していたが、実際の東京都の待機児童対策は、認可保育所の整備はその他の保育サービスの整備を下回っている。自治体の整備計画が子どもや保護者のニーズに合うように、制度設計の検討課題にすべき。(7)【普光院委員(保育園を考える親の会)】
- 特別な支援が必要な子どもは、2年ないし3年の教育の中で、子どもたちと関わっていると気になる子どもたちが少しずつ出てくる。最初から特別な支援でなくても、子どもたちの姿が少しずつ現れてくるときに、丁寧に見て学校教育につなげていくことが大事。また、保護者の多様な生き方、保護者が働いていても働かなくても、保護者が子育て・教育に責任が持てるように自覚できるような教育の場になっていただきたい。(7)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】
- 今回の震災で、公私間の取扱いの違いというものが大変大きかった、私立の施設に対するしっかりとした行政の支援体制が大変弱かったということが身に染みてわかった。そういう経験も踏まえて、今後学校教育体系というものをしっかりとつくり上げ、その中で、子どものセーフティネットをつくっていききたい(8)【北條委員(全日本私立幼稚園連合会、入谷委員の代理)】
- 子ども家庭省の創設に向けた検討をしていた当初の前提が崩れてはいないか。このままでは、二重行政どころか三重行政にもつながりはしないかという懸念がある。一元化しないとすれば、給付を行う際に省庁間でどのような

5
その
他

連携が図られるのか、省庁の中で連携、または議論をしていると思うが、その辺の中身がまだ全然見えていないということに疑問を感じる。(8)【渡邊委員(全国町村会)】

- 財源の問題は、災害との関係で苦労もあろうが、被災地の復興は5年、10年という短期、中期の事業だと思う。社会保障改革や子どもの問題は、将来を見通した日本のこれからの姿を考える新たな改革だ。復興の財源と、社会保障や子ども新システムの財源はある程度関連するので、区別しながらしっかりとした財源計画を立てていただきたい。また、制度改革は財源の担保のないものは実行しないということで、法律だけ先行するようなどはかなり慎重にあるべきであり、納得のいく制度設計と財源の具体的な裏づけの関連を考え、是非しっかりとした財源計画を立てていただきたい(8)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】
- 「専業主婦」という言葉や「共働き」、「片働き」という言葉は、家族の多様化や、ひとり親家庭も増加していることを考えると限界がある。家庭での養育が可能か、そうでないかというような観点から言葉を考えるといいのではないか。(8)【金山委員(マミーズ・ネット)】